

第七十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議事録 第四号

昭和五十年二月二十五日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 大野 明君

理事 菅波 茂君

理事 戸井田三郎君

理事 枝村 要作君

理事 石母田 達君

伊東 正義君

住 栄作君

野原 正勝君

栗山 ひで君

金子 みつ君

吉田 法晴君

大橋 敏雄君

小宮 武喜君

出席国務大臣

労働大臣 長谷川 峻君

出席政府委員

労働大臣官房長 青木勇之助君

労働省労働基準局長 東村金之助君

労働省労働基準局長 水谷 剛蔵君

委員外の出席者

労働省労働基準局長 遠藤 茂君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動

二月十四日

辞任

瓦 力君

稲葉 誠一君

森井 忠良君

補欠選任

濱野 清吾君

堀 昌雄君

安宅 常彦君

同日

同日

大橋 敏雄君

矢野 絢也君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同(瀬崎博義君紹介)(第八〇〇号)
同(瀬長龍次郎君紹介)(第八〇一号)
同(高橋繁君紹介)(第八〇二号)
同(田代文久君紹介)(第八〇三号)
同(田中美智子君紹介)(第八〇四号)
同(多田光雄君紹介)(第八〇五号)
同(竹入義勝君紹介)(第八〇六号)
同(津金佑近君紹介)(第八〇七号)
同(津川武一君紹介)(第八〇八号)
同(寺前巖君紹介)(第八〇九号)
同(土橋一吉君紹介)(第八一〇号)
同(中川利三郎君紹介)(第八一一号)
同(中路雅弘君紹介)(第八一二号)
同(中島武敏君紹介)(第八一三号)
同(野間友一君紹介)(第八一四号)
同(林百郎君紹介)(第八一五号)
同(林孝矩君紹介)(第八一六号)
同(東中光雄君紹介)(第八一七号)
同(広沢直樹君紹介)(第八一八号)
同(平田藤吉君紹介)(第八一九号)
同(伏木和雄君紹介)(第八二〇号)
同(不破哲三君紹介)(第八二一号)
同(正木良明君紹介)(第八二二号)
同(正森成二君)(第八二三号)
同(増本一彦君紹介)(第八二四号)
同(松本善明君紹介)(第八二五号)
同(松尾信人君紹介)(第八二六号)
同(三浦久君紹介)(第八二七号)
同(三谷秀治君紹介)(第八二八号)
同(村上弘君紹介)(第八二九号)
同(山原健二郎君紹介)(第八三〇号)
療術の制度化に関する請願(正示啓次郎君紹介)(第八七一号)
同外六件(森井忠良君紹介)(第六九八号)
同外二件(木村俊夫君紹介)(第七二八号)
国立病院・療養所の職員増員等に関する請願(島本虎三君紹介)(第六九七号)
原爆被爆者援護法制定に関する請願(山田耻目君紹介)(第六九九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。労働大臣長谷川峻君。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○長谷川閣僚大臣 ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いまや国民の大部分を占めるに至っている勤労者とその家族の生活の動向は、わが国経済社会の将来に深く関連する問題であります。勤労者生活の現状を見ますと、賃金水準は近年改善されてきているものの、貯蓄や住宅等の資産保有の面では、なおいまだ相当の立ちおくれが見られるところであります。

このような勤労者生活の実情にかんがみ、勤労者の財産形成を促進してその生活の一層の安定を図るため、昭和四十六年に勤労者財産形成促進法が制定され、勤労者財産形成貯蓄について税制上の優遇措置が講じられるとともに、財産形成貯蓄の一部を原資として勤労者のための持ち家分譲融資制度が設けられたところであります。この法律によって発足した勤労者財産形成促進制度は、その後三年間で財産形成貯蓄を行っている勤労者の数は早くも四百万人に達し、その貯蓄額は三千七百億円を超えるに至っており、勤労者の本制度に

対する期待がいかに大きいものであるかがうかがわれるのであります。

しかしながら、このような勤労者の期待とその努力にこたえ、その生活を真に豊かで安定したものとするためには、現行制度の内容は、まだ必ずしも十分とは申せません。

政府は、このような観点から本制度を大幅に拡充したいと考え、先般そのための改正案要綱を勤労者財産形成審議会に諮問し、その答申をいただきましたので、ここに勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

なお、本法律案のほか、財産形成促進制度の改善措置のうち住宅取得を目的とする財産形成貯蓄についての税額控除率の引き上げにつきましては、すでに租税特別措置法の一部を改正する法律案に盛り込んで御審議を願っているところであります。

次に、この法律案の内容につきまして概法を御説明申し上げます。

第一は、勤労者財産形成貯蓄制度の改善であります。

すなわち、財産形成貯蓄の範囲を拡大し、新たに、一定の要件を満たす郵便貯金、生命保険、簡易生命保険及び農業協同組合等の生命共済、日本住宅公団等が発行する宅地債券等の購入等を加えることとしております。

また、財産形成貯蓄を行っている勤労者が転職した場合に、転職後も従前と同一の勤労者財産形成貯蓄契約に基づいて、引き続き貯蓄をすることができるようになることとしております。

第二は、事業主の拠出により勤労者の財産形成を援助する措置の促進を図るための勤労者財産形成給付金制度及びこれに関する中小企業勤労者財産形成助成金制度の新設であります。

現在、企業の一部においては、事業主の拠出により勤労者の財産形成貯蓄に対する援助が行われているところであり、このような事業主の援助措置を一層普及、促進させるため、事業主が労働者の合意に基づき勤労者財産形成給付金契約を

り、財産形成貯蓄を行っている勤労者のために拠出をし、これを一定期間運用した後その元利合計である財産形成給付金を勤労者に支払った場合には、その財産形成給付金について当該勤労者に対し課税上特別の措置を講ずるという勤労者財産形成給付金制度を新たに設けることとしております。

さらに勤労者財産形成給付金制度の中小企業への導入を容易にするため、この制度を設けた一定の中小企業の事業主に対し、雇用促進事業団が、当該事業主の拠出額の一定割合に相当する額の助成金を支給するという中小企業勤労者財産形成助成金制度にあわせて新設することとしております。

第三は、勤労者財産形成持ち家融資制度の拡充強化であります。

雇用促進事業団は、現在行っている持ち家分譲融資のほか、事業主または事業主団体にに対し、財産形成貯蓄を行った一定の勤労者に持ち家取得資金を貸し付けるために必要な資金の融資を、各勤労者についてその者の有する財産形成貯蓄残高の二倍の範囲内で行うこととしております。

一方、住宅金融公庫等は、事業主または事業主団体を通じて持ち家取得資金の貸付けを受けることができない勤労者に対し、その勤労者の有する財産形成貯蓄残高の二倍の範囲内、直接融資を行うこととしております。

なお、公務員及び公共企業体の職員に対しましては、各共済組合等が同様の持ち家取得資金の融資を行うこととしております。

また、これに関連して、雇用促進事業団、住宅金融公庫、共済組合等がこれらの財産形成持ち家融資に必要な資金を内滑に調達することができるようになるため、財産形成貯蓄を取り扱っている金融機関等の資金協力義務を定める等所要の規定を設けることとしております。

その他、この法律案におきましては、その附則において、郵便貯金法、簡易生命保険法、所得税法、法人税法、租税特別措置法、住宅金融公庫法等関

係法律の所要を行うこととしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。業梨信行君。

○業梨委員 たいいま御提案になりました勤労者財形法の改正案につきまして、若干質問をさせていただきます。

ただいまわが国は、戦後初めて実質成長率がマインスになるといふ景気停滞下にあります。狂乱とまで言われた物価上昇も最近鎮静化してまいりましたが、なお正常というにはほど遠い状態でございます。また物価急騰の過程において生じた所得分配のゆがみ等によりまして、社会的な不正感が国内に広がっております。この不正感でございまして、こういうような社会情勢、経済情勢にかんがみますと、現下の最大の政治課題がインフレの克服、経済の安定、社会的公正の解消の三点にあることは、だれの目にも明らかであると思っております。

さて、現在及び将来のわが国にとりまして、勤労者の動向はきわめて重要なものがございます。三千五百万人の勤労者がこの難局打開の一日も早からんことを願って毎日奮闘して働いて、その努力がひとしく報われることを期待していることを考えますと、国政を担う者の一人といたしまして責任の重さをひしひしと感じてゐる次第でございます。私も自由民主党は、安定した生活を目指して努力している勤労者に対して、将来への希望を与え、同時に自由社会の責任ある担い手として参加を求めることが重要であると考えまして、勤労者福祉政策の推進を怠りたところとでございます。

そこで、まず労働行政を預かり、そのトップに

立つておられます労働大臣に、今後の勤労者福祉政策のあり方につきましてどのようにお考えになつておられるか、所信を承りたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 たいいまお話のありましたように、敗戦後の日本が今日まで来しましたものは、私は何といひしても良質と申しますか、非常に熱心な勤勉な勤労者の諸君がやはり一生懸命やつた、こういうことが最大の財産の一つだろうと思ふのです。

そこで、今日、インフレが世界を覆つております。これは資源という問題から、あるいは国際情勢の変化などにもありますが、このインフレを克服して国民全体が安定した経済的指標を求めつつ、そしてその上に乗つて将来の設計を立てたい、これはもう各国の政治が全部それを希望しながら、鋭意努力しているところだと思ふのです。わが国におきまして、もちろんそれに劣るものではないと思ふ。しかも勤労者はもちろんのこと、勤労者が持つて帰る報酬をいただく奥さん方、この方々もまた一番インフレを恐れていると思ふのです。

そこで政府といたしましては、一昨年来の物価高騰もあり、インフレもありましたけれども、ありとあらゆる努力をまず物価抑制にやりました。ここに、消費者物価を三月末に一五％に何とかしたいというところは、これは政府だけにあらず、国民全体も期待しているところじやなかろうか。これはおかげさまでようやくそのめどがつき、鎮静化して、物価の問題においては、最近ここ二、三カ月というものは西ドイツと日本がそのよき標本じやなかろうかとさえ言われているわけでありまして、しかしこれはなかなか予断を許しません。押し上げムードもありますから、一層努力しなければならぬ。一方、また御承知のとおり、日本の三千数百万の勤労者の諸君というのは、いままでは生産して自分の収益を得、子供を教育し、個々に生きていくことでございまして、蓄積の面においてはなかなか容易でなかつたことも御承知のとおりです。そういう意味からいたしまして、

勤労者の生活の安定にはどうしても社会福祉的な、また労働者問題としてもこういう財産形成というものを、いわゆるストックの面を何とか拡充し強化していくことが必要じやなかろうか。

こういうことで、昨年の国会においても財産形成法の法律案を御審議いたしましたけれども、不幸にしてああいう結果になりましたので、今度はそれにもう一つプラスよきものをのけて、物価の問題においては西ドイツと並んで優等生と言われまされども、ストックの面においては、二十年の歴史を持つ西ドイツと、ここ三、四年間の日本ではなかなかもつて差がございまして。私たちはよきものを学びつつ、それを取り入れることによつて政府全体、いや国民全体も、勤労者の生活安定こそが日本の安定につながるということでコンセンサスを得つつやつていかなければならぬ。そのためには、御審議をいただきましたこういう法案を御可決いただきながら一つ一つの実績を踏まえていく、こういうふうな考え方でありますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○業梨委員 勤労者財産形成政策は勤労者福祉政策の重要な柱をなすものでございまして、先例といたしましては、勤労者に広く財産取得の機会を与えることによりましてその生活基盤の安定を図り、社会の真の責任ある一員としてその参加を期待するという考え方、次に財産配分の公正化を図るという考え方、また第三には、増加する所得の一部を財産形成に役立つよう据え置かせることによりまして勤労者の生活の安定と自主性の確立に資するとともに、消費購買力の抑制ひいては物価の安定と投資資金の確保によりまして持続的な経済成長の実現に役立たせようという、三通りの考え方があつておられるわけでございます。

またフランスにおきましては、当時のドゴール大統領の呼びかけによると聞いておられるわけですが、企業利益への勤労者の参加権を保障することによりまして、勤労者の企業に対する連帯感の強化を図ることを意図して、いろいろな政策手段

を講じていると聞いておるのでございますが、わが国におきましてはそれらの動きから大分おくれたのでございまして、昭和四十六年に現行の勤労者財産形成促進法が制定され、今日に至つております。その政策理念とも言うべきものにつままして、労働大臣に少し突っ込んでお考えを伺いたいと思ひます。また、社会保障制度の拡充とか社会資本の拡充等の課題が大きくクローズアップされておりますが、それらの課題との関係につきましても、あわせてお伺ひしたいと思ふのでございまして。

○長谷川国務大臣 たいいま業梨先生おっしゃるように、日本は出発してまだ三年、しかしながら四百万の勤労者の諸君が参加をして三千数百億の契約高がある。しかしながら、すでにヨーロッパの社会においてはこういうことが早くから目につけられ、しかも政府、企業、労働者、こういう三位一体の形においてそれぞれやつてゐるというところは、まさに私は先進諸国の労働体験だろう、こう思ふのであります。その面からいたしまして、私たちはここに一歩前進したものをやりつつ、意欲的に将来に向かってはそういう諸国に負けないだけの——日本は何といひまして加国日本で、勤労者の質がよくて、それを大事にし、そして働いてもらつて、お互いの国の安定なり国の勢いというものをつくらなければならぬ。そういう意味からしますと、ますますこういう御審議を通じて啓蒙されたものを政策の中に入れて、また組合の諸君の良識を信じながら、私たちが政府あるいは企業に向かつて、さらに内部においていろいろ調整しながら前進をしなければならぬというところが最大の課題じやなかろうかという覚悟を持つてゐることを御理解いただきたいと思ひます。

○業梨委員 私は、最後に社会保障制度の中でどんな位置づけがされるのだろうかという御質問も申し上げたわけでございまして、これにつきまして局長からでも結構でございます、御答弁願ひたいと思ひます。

○東村政府委員 財形制度そのものもさることながら、社会保障制度の充実ということがいわれる財形制度の前提となり、それを充実する非常に大切な要件だと思ひます。さはさりながら、やはり財形制度は本来労働者がみずから財産を形成をしていくことというふうな気持ちで伸ばしていくことというところでございまして、両々相まって労働者の生活の安定が図られるのではないかと、かように考へてゐる次第でございまして。

○葉梨委員 昨年提案されました不幸にも廃案となりました改正案と、このたび提案されました改正案とを比較いたしますと、財形貯蓄の範囲の拡大、中小企業労働者財産形成助成金制度の新設、財形持ち家融資の拡充、さらには租税特別措置法の改正によりまして財形住宅貯蓄控除制度の改善等が加わつておるわけでございまして、これら財形の促進につきまして、労働者財産形成審議会というものがございまして、在野の学識経験者によりましていろいろなお知恵を拝借してゐると聞いておりますが、今度の改正案につきましてもこの財形審議会はどういうふうな評価をしておられるか、またどういふような点につきまして御批判があるか、それらについて承りたいと思ひます。

○東村政府委員 今回の改正案につきましては、ただいま先生御指摘のように審議会に一月三十一日に諮問いたしました。そういたしましたので、その日及び二月五日に審議を行ひまして、二月六日に答申がございました。したがひまして、どう評価しているかといふのはその答申にどう表現されてゐるかといふことを申し上げたいと思ひますが、この答申では、今回の諮問の内容について審議会が四十八年に行ひました基本答申の方向に沿つて昨年の改正案よりも一歩前進したものと認めるとともに、基本答申の早期実現に努めるよう要請してゐるところでございまして。なお一諮問案の実施にあつては、労働者財産形成政策の将来のあり方との関連で、財形貯蓄の範囲、転載した場合の継続措置等について今後とも本審議会の意見を十分反映してその推進を図るよう、一層の

配慮をされたい。かように申してゐる次第でございまして。

○葉梨委員 私は、昨年の財産形成法の改正案に對しまする財形審議会の答申を實は見ておりますが、その答申にもプレミアム制度を早期に実現しようといふ御意見が載つておつたわけでございまして。今回もまたそのプレミアム制度が実現をしないか、導入することが不可能なのか可能なのか、そこらの見通しなども伺ひたいと思ひます。プレミアム制度は、何といひましても西ドイツで初めて行われ大變な成果を上げてゐる制度であるといふことは、聞いておるわけでございまして、西ドイツでできて日本ではできないといふその相違点をいろいろ伺ひたいと思ひます。なぜ西ドイツではそういう制度をとらなければならなかつたのか、そういうバックグラウンド、また西ドイツで、日本と同じように国税とか地方税、その他社会保険税等が徴収されてゐるのかどうか。一体その徴収率といふか負担率はどういふ違いがあるか、あるいは社会保険費をどういふ財源で充ててゐるだらうか、そういう点につきましても少し詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○水谷政府委員 ただいまの御質問でございまして、が、プレミアム制度につきましては、先生御承知のとおり今回も導入するに至らなかつたわけでございまして。ただプレミアムと申しましても、實際上の中身は労働者の財形貯蓄に對しまして割り増し金を支給するといふ制度でございまして、現在わが国でとられておるいろいろな金融制度上からはいろいろな意味で問題が多いといひますか、そういうようなこともございまして、昨年来労働省としては一応要求しておつたわけでございまして、が、財政金融の根幹に触れる問題でもあり、わが国では全く新しい制度でもございまして、今回実現するといふことに至らなかつたわけでござい

います。

それから、西ドイツにおいてはどのような制度がありながら、わが国においてどうして実現できないのか、そのバックグラウンド等についてという御指摘でございまして、西ドイツにおきましてはわが国と国情等も違ひまして、たとえば医療保険に對する制度のあり方とかその他のいろいろな意味合いにおきまして、社会保障全体を通じて、わが国とはそれぞれ国の財政投資等につきましても別の観点から行われておるようなこと。それからさらにこのプレミアム制度に関連して申し上げますと、まず西ドイツにおきましては一般の國民を對象とする貯蓄増進金法といふのがございまして、そのバックの上に立ちまして労働者について特別の制度を設けるといふことが、ちやうど住宅について現在税額控除が行われておると同じように、一般の國民についてのものがございまして、その上に労働者のものを積み重ねるといふことが、そういう素地がございまして、労働者財産形成法においてプレミアムといふようなものが実現するに至つたといふように理解いたしてあります。

○葉梨委員 いまの御答弁でございまして、そうしますと西ドイツにおける貯蓄増進金法に相當するものは何なんですか。

○水谷政府委員 日本ではこれにびたりと適應するものはございせんが、現在財形法では利子の非課税といふことが、一般國民につきましても三百万円までのマル優といふのが認められておりますが、それに対しては財形については特に五百万円までの利子の非課税が認められておるといふのが、強いて言へばそれに対応するものといふやうに考えられるかと思ひます。

○葉梨委員 先ほど伺ひました租税その他社会保障の負担率はどう違ふのですか。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

國民所得に對しまして租税の負担率はどうなつてゐるか、あるいは社会保障関係の負担がどうなつておるかという点で、日本と西ドイツと比べ

ますと、ちよつと数字が古うございまして、昭和四十六年度のデータが手元にございまして。それによりまして、租税負担率では日本は一九・二％でありますのに、西ドイツは二九・五％ということになっております。

それから社会保障関係の負担率は、日本が四・八％に對しまして西ドイツは一五・五％、以上両方合わせると、日本では二四％でありますのに西ドイツでは四五％といふことで、日本と西ドイツの兩國の間では、租税負担並びに社会保障の負担におきましては非常に大きな差があるわけでございまして。

それから、社会保障関係の制度的な大きな負担の違いという点で申しますと、先ほどの答弁でもございまして、特に医療保険関係では日本と西ドイツの場合の國庫負担の大きさが非常に違つております。また、そのほか災害保険制度あるいは年金保険、失業保険に相當するようなそういうものにおきましても、日本と西ドイツと比べますと、比較的國庫補助の割合は西ドイツの方が低いといふふうな違いになってゐるわけでござい

○葉梨委員 プレミアム制度といふのは西ドイツにおいて非常に成功した制度でございまして、それを日本にただそのまゝ持つてくるといふことはもちろんできないはずであつて、日本には日本のやり方があると思つてございまして。同時にまた、プレミアム制度をやれといふ声も財形審議会の先生方を初め労働者の中にも強い。それができるのかできないのか。これから行政当局におかれても、もう少し國民といふか関係者のコンセンサスが得られるやうに、ひとつ一段の御努力をお願いしたいと思ひます。

さて、次に進みますが、昨年の改正案では、労働者の財産形成に對します事業主の援助制度といひまして基金制度、受益金制度、付加金制度等のいわゆる三契約が規定されておりましたが、今度の改正案によりましてこれが一本化されまして、労働者財産形成給付金制度となつておるわけ

でございます。これをなぜ一本化したのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○東村政府委員 今回の改正案を作成するに当たりましては、前回の改正案を全体について見直し、たところでございます。その際、ただいま御指摘ございました三制度についてもいろいろ考えたわけでございますが、とにかく、できるだけ国民一般に理解されやすいようにということを念頭に置きまして、今回は財形貯蓄金制度というところで一元化したわけで、この点につきましては、先ほどお話がございました審議会にもお諮りして結論を得たわけでございます。

御承知のとおり、従来——従来といいますが前回の改正案におきましては、基金制度、受益金制度というのございました。これはいわば一定額を提出するというような形のものでございまして、それから、付加金制度というのがございまして、これは財形貯蓄に對し一定率を提出するというようなものでございました。そこで、これを一つにしたということでございますが、今回のこの給付金制度を利用しようとする事業主が労働組合または労働者の代表と合意をするという前提がございまして、合意をする際に、その内容を、ただいま申し上げましたように一定額にするか、あるいは一定率にするか、話し合つて決めたらいいのではないかとこのように考えましたので、今回の給付金制度によって実質的に従来の三制度を継承し得る、かように考えた次第でございます。

○葉梨委員 ただいまの御説明を伺いまして、去年の制度が、何か私どもも法案の審議をしておりまして、わかりにくい、非常に複雑でございまして、それだけに実質的な内容をそのまま引き継いで簡略化したということは結構なことだと思つてございます。

この給付金制度とらばらに中小企業労働者財産形成助成金制度というものが発足するわけでございまして、勤労者の財産形成を援助しようとする中小企業の事業主に対していろいろな配慮がなされた結果だと考え、私は大変結構なことだ

と思うわけでございます。助成対象となる中小企業というのは一体どういう企業なのか、それから助成の内容等がどうなっているのか、御説明を願いたいと思つております。

○東村政府委員 助成金制度の内容でございますが、まず助成の対象となる事業主、これは小規模企業と中規模企業とを考へております。小規模企業と申しますのは、一般的に申しますと従業員の数が二十人以下、中規模企業と申しますのは一般に従業員数が二十一人から百人まで。そしてその助成の対象額でございますが、年間の提出額のうち勤労者一人当たり五万円までの額、これを対象にいたします。そしてその率でございますが、ただいま申し上げました小規模企業に對しましては一〇%、中規模企業に對しましては五%と、小規模に厚く考へておるわけでございます。なお支給の機関は雇用促進事業団と、かように考へておる次第でございます。

○葉梨委員 次に、住宅対策についてお伺いいたします。

勤労者に対する住宅対策としては、公的賃貸住宅を非常に安く大量供給するということが基本であるということ、すでに国民のコンセンサスを得ているということ、国民の要望でございますが、一方、そうは言つても、やはり日本人として勤労者の皆さん方も自分の家を持ちたいという希望を強く抱いておられるわけでございます。今回の改正案で財形持ち家個人融資制度というものが新設されました、勤労者のマイホームへの夢をできるだけかなえてあげようという当局の御意図がよくわかるわけでございます。財形貯蓄をした場合に、貯蓄額の二倍の範囲内で個人融資の道が開かれたと聞きます。いままでは転貸融資でありましたのが個人融資ができたということは一つの前進だろうと私は評価しておるわけでございますが、この財形持ち家個人融資と、いま行われております住宅金融公庫によりまして一般の住宅融資、公庫融資との絡みにつきまして少し御説明を願いたいと思つております。

○東村政府委員 従来行われております住宅に關する融資は分譲融資でございまして、今回個人融資となりまして、直接に労働者に融資するものがないしは事業主を通じて転貸融資をするものというのがございます。それを受けられる労働者については一定の制限がございまして、ただいまお話しがございました限度額は財形貯蓄残高の二倍相当、こういうことでございます。

なお、御質問の住宅金融公庫等の一般個人貸し付けとの関係でございますが、これはあわせて利用することができ、かように考へております。

○葉梨委員 この財形による持ち家融資の資金をどうやって調達するかという問題でございますが、これは当然金融機関の協力を得て調達するものだと思つております。協力義務を法律で決めて行くという以上は、一定の限度が必要になつてくると思つております。聞くところによりますと、財形貯蓄残高、先ほどの大臣の御説明で、三千七百億円だといふあるところでございまして、その残高の三分の一ということをお伺つております。しかし実際に昨年この貸し出しがどれぐらひであったのか、そして残高の三分の一というものが金融機関にとりまして果たして適切な比率であるのか、いろいろな問題があるわけでございます。そこらにつきまして、技術的な問題になりますけれども、御説明を承りたいと思つております。

○東村政府委員 従来の融資は、先ほど申し上げましたように分譲融資ということでございまして、今度は、直接融資ないしは転貸融資ということをおあわせてやるわけでございます。まあ、いろいろの考へ方があると思つてますが、その融資のための資金については、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に協力義務を課しております。

ところでその三分の一という問題でございますが、考へてみますと、勤労者財産形成促進制度というのは、財形貯蓄という柱と、それからいまの財形持ち家融資という柱があるわけでございまして、前者については、つまり財形貯蓄について

は利子が高くなるべく高いことが必要である。融資については、逆に利子が低いことが必要である。いわば、言葉が悪いかもしれませんが、相矛盾するような要素を持つております。それから、この財形貯蓄は、一年間は引き出したりは譲渡しないこととなつておられるわけでございまして、この融資の方はかなり長期に据え置かれておられるといふことが、貸し付けられております。この辺も考へなければいけない。さらには、その資金の預金の量がどういふふうになつておられるかということも問題であると思つております。

このように、財形貯蓄の金利、預金量及びその滞留状況、資金調達の金利、資金需要量、こういうものを総合勘案した上で、三分の一程度が適当ではないかというふうにお考へる次第でございます。

○葉梨委員 財形持ち家融資は、聞くところによりますと、昭和五十二年から貸し付けを開始されると何つておられますが、三年以上の期間にわたつて毎年十万円以上の預入をし、その期間中の財形貯蓄の残高が五十万円以上でなければならぬ、こういうような条件がついておられるわけでございまして、こういう条件がついて、しかも、いまだ建築資材が高騰しているという客観的な条件がありまして、この利用しようという勤労者側がすぐに利用できる状況にはないと思つてございします。そういう意味から言いますと、昭和五十二年から貸し付けをされるということでございますが、実際には大分先になるんじゃないだろうかということを私は感じるのでございします。これは先になつておることであつて、そういう道を開いておるということにメリットがあると思つておられるけれども、そこら辺のお見通しにつきまして伺いたいと思つております。

○水谷政府委員 財形融資の見通しでございますが、これはただいま局長が申し上げましたように、毎年十万円以上の貯蓄を五十万円以上した人ということになつて、今度制度をつくることにいたしましたわけでございします。したがひまして、そういう

制度を知つておれば十萬圓しておったのといふ人を考えますと、これからでは三年かかるということから言いますと、平年度化するといふことが、この制度を積極的に利用しようといふ人たちが、実際にこの制度に乗つかかるのは大体五十四年度ごろということになるかと思ひます。したがうして、当初は五十四年度から貸し付けを開始すべきではないかという議論も行われたわけですが、財形貯蓄につきましては従来から実施いたしておるわけでございますし、大体年十萬圓以上、三年間で五十萬圓といふと、一年に十七萬圓になるわけでございますので、その程度の貯蓄をしておる方というの、現在ある程度おるのではないかと。そういう方が、この制度ができて利用できないといふことは適當でないではないかといふようなことを考えまして、五十二年頃から貸し付け開始ということにいたしましたわけでございます。

したがうして、そういうことから推定いたしますと、この制度の融資がかなり伸びますのは、やはり五十四年度以降ごろからかなり伸びるのではないかと。いふに考へております。

○葉梨委員 西ドイツの財産形成政策というのは、貯蓄増進金の発足まで含めて考えますと、すでに二十五年ぐらいの歴史があるわけでございます。そして、いまやと法体系も整備され、利用者もふえて千八百万人といふことを——千八百万人はちよつと多かつたかもしませんが、もう勤労者層の七割か八割の人たちが財形貯蓄に加入しているということも聞いておるわけでございます。そういうことから言へば、日本はまだ発足して四年でございます。しかも今度の改正案については、私も、財形審議会の委員ではございせんが、委員の皆さんと同じように、当局の関係者の方々が大変な御努力をされて内容の改善に努められたといふことについては、十分に評価をしたいと思います。しかしながら、国民の要望、勤労者の要望といふのは強い。いろいろの面でもつとつと利用しやすいようにし

てくれといふような要望があるわけでございます。そういう点を踏まえまして、今後どういふような発展をさせようとしておられるか、大臣の御所見を承りまして、私の質問を終わらせていただきます。と思ひます。

○長谷川国務大臣 だんだんお話を承つておりまして、まさに先生のおっしゃるとおりでございますが、現に昭和四十八年に勤労者財産形成審議会から基本的な答申は出されておるところでございます。今後とも私たちは、審議会の基本答申に沿つて勤労者の財産形成政策の積極的推進を図つてまいりたいと思つております。

なお、勤労者財産形成政策に関連する幾多の分野が非常にありますので、各般にわたる政策の相互関連性を十分考えまして、何といたしまして、勤労者の生活の安定を促進する見地から、必要な政策を総合的に、かつ効率的にやつてまいりたい。そしてまた昭和五十年度に、そういう意味での審議の御答申、その施策をさらに考へる意味で、調査費なども用意して積極的に推進してまいりたい。こゝろ思つておるわけでございます。

○葉梨委員 財形問題に取り組む大臣の御姿勢を伺ひ、心強く感じました次第でございます。私も自由民主党として、これからのいろいろな工夫をこらし労働省当局の応援をしたいし、また野党の先生方ともいろいろな御意見を承りながら、これはイデオロギーの問題とか何かではございせんから、それだけにみんなの知恵を集めて、日本的な財形制度といふのを確立するように、私も努力をいたしますが、大臣以下の労働省当局の御検討をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○大野委員長 次は、吉田法晴君。

○吉田委員 整理が少し不十分ですから、質問が行つたり来たりするかも知れぬと思ひますが、お許しいただきたいと思ひます。

まず、この財形法を検討いたしてみますと、その労働政策について著しい前進をした法律とは考

えられません。私は、労働省ができてから、いやできる前から、労働関係の法律の中で言いますと、戦前のあの低賃金の言いわけを、ILOの各總會ごとに言いわけをしておつた段階で、保険法といふのはこれは画期的であつたと思ひます。その後、最近の法律で言いますと、国の態度が不十分だから、あるいは国の援助が不十分だから、いままでやつておつた大企業に準じた財形あるいは持ち家制度にならうとして努力をしておる中小企業の努力にかわつて、その水準をむしろ引き下げるような役割りになる法律が多かつたと思ひます。この財形法にしてもそういう感じがいたします。

問題は、基本的に労働政策の基本理念を転回することが三本内閣のもとでは必要なのではなからうか。いわば低賃金政策をとつてこれらした労働政策が、産業政策あるいは所得政策、成長政策に従属させられて、それを人間らしい労働者の生活を保障する政策に切りかえるべきだと考へるのであります。出発をいたしました財形法を、この国会を通じて直すといふのですが、前進は多々いたしますけれども、根本的にそれでは直されていくかといふと、私は疑問を感じざるを得ません。

冒頭、この法律をめぐつて大臣の決意がありました。したが、労働政策についての基本的な転回がなされようとするのかどうか。対話と協調というお話でございますが、本当に労働者を生産政策に従属させるのでなしに、解放された人間らしい労働者としての生活を保障し、あるいは社会保障や持ち家政策等についてどう転回を図つていくか、これが長谷川労働大臣の任務であらうかと思ひます。その辺をまず承りたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 いろいろ労働政策についての御所見が出ましたが、やはり過去の場合はチープレーバーと言われた時代もございせん。また外国が日本を見ました場合に、それはソシアルダンピングだといふような御批判もありました。しかしながら、やはり敗戦後の日本といふものは勤労者対策といふものが練られ、そしてまた日本の賃金が、労使双方の自主的交渉でございますが、生産

性の向上とともどもにそうひけをとらないところまでどんどん進んでいく。

(委員長退席、竹内(警)委員長代理着席)
これは統計のとり方がどうのこうのといふ御批判がありますけれども、それはヨーロッパにおいて、イギリスを抜いたとかイタリアを抜いたとかフランスを抜いたといふことは事実でございます。でありますから、今日日本の製品がよその国でこれがダンピングされているといふふうな非難はいただいております。いい物が高く売れる、こゝういふかこゝういふかならうかと思ひます。

そういう中において、私たち労働者といふと、日本はやはり勤労者の国である、資源がないところを、一体何によつて付加価値をつけるか、これはやはり人間の教育あるいは勤勉、そういう人々がいろいろ工夫して物をつくつてもらう中に私たちの生活がある、それを實質的に担つていただいているのが勤労者である、こゝういふ方々の福祉向上、生活の安定を図つていくことは、これは近代工業国家となつていくものといひます。ば、当然、私を含めて労働政策をやる者が一番考へることだ、こゝろ思つております。

さてしかし、いままでは片つ方にげたをはき、片つ方ははだしのままで、さて飯を食わなければならぬといふことで、しやにむに働いてまいりました。が、やはり国際情勢がこのとおり、資源の問題、環境の問題、いろいろな問題で変わつてきたときでございますから、なおさら私はじみちな勤労者対策を立てなければならぬのだ、こゝういふ大事なきに來ていふこと、心の中に緊張を覚えていふわけでありませう。

一方ストックの面からいいますと、いままでのような状況でございますから、これはなかなかやはりストックの面は不十分であつた。そこで数年前から皆さんに御審議いただいたこの勤労者財産形成といふものによつても、労使が話し合つた結果が、何と四百万以上の方々がおりいたした。これをさらに一歩前進させて進めていくことが私

は精神の安定と、あるいはまた持ち家制度といいますが、そういう住宅政策に持つていつて、将来に希望をかけてもらう、こういうところに私たちのねらいがあることでございまして、対話と協調の三本内閣でございまして、本当によその国の労使関係を見れば見るほど、私は日本の場合にも対話と協調をもっと進めていきつつ、そういう中から財産形成もストックも、そしてまたいろいろな福祉のレベルアップの中に混乱のなき日本をつくる。そのためには、対話と協調は私自身もいままでもやってまいりましたが、ますます皆さん方の御支援をいただきながら、そういう中に私は日本の勤労者の生活の向上がある、こういう構えで及ばずながら働かしてもらっている、こういうことでございまして。

○吉田委員 チューブレーバーあるいはダンピングを非難された時代から、資源がない国だから、教育と勤勉な労働に対する感謝といいますが、対等、平等の評価の上に労働政策を立て直さなければならぬというお話はわかりませんが、実際にはそうならないんじゃないか、こういうことをいま申し上げているわけです。

非難をされます場所は違つてまいりました。ILOの場で国際的な資本家あるいは労働者、政府からも非難をされることはなくなりました。しかし、場所は違ひますけれども、国際的な蔵相会議の席上では、日本の低賃金がやはり問題になっております。それから、いまは、たとえば世界的な不況の中で日本の貿易は大変増加しておる。貿易競争が始まつたという評価がアメリカ側からなされたりしておりますが、私はやはり日本のチューブレーバーだと思つております。それは大企業の場合には一応まあまあと思つて、労働の中に段階ができてゐる。私はこの労働の中における階級——下請、孫請、そしてその賃金、労働条件の低さが私は日本全体の労働の水準を引き下げておるゆゑだと思つて、生産賃が安くなる大きな原因だと思つて、そういう意味においては、やはり依然として生産政策の基礎には飛躍的な生産増強の基礎には低賃金が

あると考へ、それがやはり国際的には問題になるんだと思つておりますが、そういう意味から言いますと、この春闘の中で賃金を抑える、何が何でも一五%に抑え込もうという姿勢は、けきテレビのニュースになっておりましてけれども、政府で生鮮食料品を無理に五%下げる協力店を云々という話等についても、東京からは消費者物価の指数を乱すという批判がありますが、私は経済の実情を反映してないという意味でもっともだと思つております。そういう小手先の技術によつて、あるいは春闘が終わるまでは何としても一五%に抑え込もう、こういう政策でなしに、本当に労働者を労働者として、人間として取り扱う政策を確立されるのが労働省の任務ではないか、少なくとも労働大臣の任務ではないかと私は思つております。

そういう意味から言いますと、これはこの場の問題ではございせんけれども、実質的に、やはり全国一律の最賃法、これができるかどうか、国際的な水準になるかどうかの点が、私は労働問題では一番大きなかざだと思つております。ですから春闘でも大きな話題になっているわけですが、この程度の労働政策の基本の上に、りっぱな財形法あるいは持ち家制度云々ということを行つても、それは中小企業の合理化に利用されるだけで、理想的な財形政策というものは進まないと思つて、ドイツとの比較も言われまますけれども、そこで、基本問題、労働大臣の基本的な姿勢について、もう一度ひとつはつきりお伺いをいたしたいと思つております。

○長谷川国務大臣 直接おつしやるお気持ちにお答えになるかどうかわかりませんが、私は一五%に賃金を抑えるなどということは言うたこととはございせん。私たちがいま主張しておりますことは、賃金の問題は、これはあなたのおわかりのとおり、日本はこれは労使でお話しされて、自主的交渉でございまして。政府は介入しない。所得政策はいままでもやっておりませんし、私自体の経験からしましても、所得政策はやらない。何

が一五%かと言いますと、昨年の暮れの二五・七%の物価の上がりというものが、いかに勤労者を初め、その金をいたたく奥さん方、国民全体を困らせたことか。ですから、いかにして物価を抑制するかは世界の一大問題だ。各国の首相はそれにみな苦心している。そこにおいてか三月末の消費者物価を一五%というめどをつけることが、賃金をもたらしてくれる人、それをいたたく奥さん方、あるいはまた仕事をされる方々も、そこで目標が立つわけですから、そういう意味で、ひとつ総需要抑制が皆さんから御理解をいただきながら、一部中小企業等々についての年末の融資などを行いつつ、あるいは食糧がその中の四〇%を占めていまから、そういうものが値上がりしないように、内閣全体で苦心をしながらやっているわけでありまして、これは小手先でも何でもなくて、それが達成したときに本当に国民全体が一つの目標が立つんじゃないだろうか。もう一つは、そうした実績の上で、国民全体のコンセンサスの中に、政府といたしまして、来年の三月末の消費者物価を今度は一けた台に抑えていく、こういう政治的目標を決めて、それにみんな協力してやってもらいたいということなのであります。これは全く小手先じゃないということをお理解いただきたい。

こう思つております。それから中小企業と大企業の話が出ましたが、これはまさにおっしゃるとおり、中小企業、大企業との格差はございまして、いまでもございまして。それは大企業の大きな組合の諸君の給与と中小企業の組合の諸君の給与との十対八とかいわれたこととございまして、これはそういう意味からいいますと、未組織の中小企業の方が多いと思つております。こういう問題に対して、ひとり中小企業庁とか通産省だけにあらず、今度御可決いただいたいまやっております雇用調整給付金を三分の二とするのを皆さんに御賛成いただき、そういう意味からして、労働省はいまから先は、そういう中小企業の向きに対しては、いままでも以上積

極的にやらなければならぬのじゃないかという感じ方でございます。もう一つ、最低賃金の問題、全国一律の話が出ましたけれども、これは吉田さん御承知のとおり、どこの県に行きましても地域的な差がございまして、でありますから、各県で地域最賃を決め、業種別にいろいろな業種で決ましまして、これが網の目のように細かくなつて、いまカバーされてゐる労働者が、たしか三千六百万だと思つております。それというのも、私の方はそのときの物価の模様等々を拝見して、そういう最賃を上げることによつて勤労者が守られるという觀念からいたしまして、昨年の十二月の二十七、八日まで、ほとんど全国ずつと三者構成の審議会によつて、これはアップなどをしておるわけでありまして、あな

の北九州と南九州、あるいは北九州と東京、こういうところの地域の差を考えますと、最賃の問題にいたしまして、中央では労働組合の方々あるいは学識経験の方々、そういう方々の審議会でも御審議いただいておりますが、いま日本の実情からすると、この地域の差が非常にひどいところがあるから、東京を一〇〇としますと、地方によつては五七でございまして。そういうところを一律にずつとやることは、まだまだこれは慎重に考えるべきだという御答申をいただいております。そこでございまして、私はやはりその地方地方のレベルアップこそが大事じゃなからうかということを考へて、行政を推進していることを御理解いただきたいと思つております。

○吉田委員 長く前提で論争しようとは思つたのですけれども、どうも御要望申し上げている点が通じないようで、大変残念に思つております。春闘で一五%に賃上げを抑え込もうという意図はない、労使の協議に待つ、こう言われますが、それでは総理大臣がなぜ関係団体の懇談会に出て、その春闘の自衛を要望されるのか。その辺に、対話と協調を主張される三本内閣の基本的な姿勢の中に、従来と変わらぬものを感じるから、その基本的な転回が必要ではないか、こういうことを

極的にやらなければならぬのじゃないかという感じ方でございます。もう一つ、最低賃金の問題、全国一律の話が出ましたけれども、これは吉田さん御承知のとおり、どこの県に行きましても地域的な差がございまして、でありますから、各県で地域最賃を決め、業種別にいろいろな業種で決ましまして、これが網の目のように細かくなつて、いまカバーされてゐる労働者が、たしか三千六百万だと思つております。それというのも、私の方はそのときの物価の模様等々を拝見して、そういう最賃を上げることによつて勤労者が守られるという觀念からいたしまして、昨年の十二月の二十七、八日まで、ほとんど全国ずつと三者構成の審議会によつて、これはアップなどをしておるわけでありまして、あな

申し上げているわけでございます。

具体的に財形法のあれになります。その前提でございしますが、日本のように社会保険制度は立ちおくれ、あるいは企業の労務管理も依然として資本中心、そして営利主義が根幹をなしている。大きい企業の例として、新日鉄や北九州における大企業の問題に対する姿勢を見ますと、七五〇の住宅金融公庫から借りられます金額のほかに、金額を会社が貸す。その場合に、この制度の欠陥であります宅地についても、私どもの郷里の安い土地を買って、そしてそれを分譲する。そして土地とそれから持ち家が持てるように全面的に融資をしていく。それを北九州市では、従来の八幡市で市民にもやっておりましたから、北九州市全体にも確立をいたしました。しかし、大企業の財産形成あるいは持ち家制度そのものも、企業の合理化に利用せられておるといのが実情であります。これは君津移転の一つの方策として、そういう方策がとられたという感じが私にはあります。それはそれは言っておられませんが、うは言っておられませんが、利用されが。まして中小企業においては、これ以下の政策しかやりませんけれども、それが、こういう不完全な、次元の低い制度が行われますと、中小企業が福利費によっていままでやってきた福利施設の肩がかりに利用される、それを引き上げるんじやなく、引き下げる役割りしかしないのではないかという感じが私にはします。

そこで、この財形政策の前提となる勤労者、労働者の基本的な位置づけ、従来の会社経営の従属としての労働者から、解放された人間として、憲法で保障されておる最低にして文化的な生活を享受し得る労働者の生活、その財産形成、あるいは持ち家を持てるような政策に転換すべきで、そういうものとしてこの財形制度を考へるべきではないかと私は考へますが、労働大臣はどう考へられますか。

○長谷川国務大臣 勤労者が会社に従属し、あるいは会社からいつも搾取される。あるいはその

いうふうなお考えも成り立つのかも知れませんが、

けれども、日本は職業の選抜の自由、しかも従来までは良質で学力のある諸君というものはセレクトされて大企業にも入り、またその大企業で持ち家制度と言いますけれども、それぞれそれぞれの会社にはそれぞれのやり方が私にはあるかと思う。住宅をつくっているところもあるでしょう。といつてそれを飼ひ殺しというふうな思ふのはどうだろうか。そういうふうなことで生活しつつ、一方は財産形成を考えていく。そしてまた、税率控除を考へて、その中に自分の財産をつくる、あるいはまた、その間に、持ち家制度というものの自分が参加する、こういう私は選択の一つの方法があるんじゃないかならうかというのを考へていられるのであります。私はいまの時代に会社がしやにむにこれを抑えておくというふうな暗いイメージじやなくして、良質な勤労者であるほどそういう独立心がある。そして、なれた仕事であるから、そこで力を出せるからやうていくというところに日本の一つの特徴がある。職業の選択の自由、そしていろいろな業種があり、私たちが育つた時代と違つていろいろな選択があるというところに、いまから先の日本の勤労者の一つの望みがある。それをいかにして助長させ、いかにしてその明るさを増していき、生活に希望を持たせていくかというところに、私たちが一つ一つの問題について政策を検討し、皆さんの御審議をいただき、御同意をいただきながらやうていく進み方というものがあつたんじゃないかならうか、こういうふうに感ずるのであります。

○吉田委員 まあ誤解がありますが、長谷川労働大臣、九州にもおられたことがあるということですから御存じでしょうが、昔の炭鉱の社宅等は、いまおっしゃつたような暗いイメージと納屋の観念がございました。便所もなければ風呂もない、部屋は二つぐらいいございまして、間は壁で切つてある。ところが、それに縛りつけたのは、いわば肩入れ金という金を貸して、その借金を残して出ていることとすると、それを引っ張りとして暴力を

ふるつたという時代もございました。もちろんそ

ういうことがいま許されるということをお願いし上げておるわけではございません。ただ、生産費やあるいは営利主義が高じますが、生産費の中の何%以下、こういう福利政策にならうとしておる。それで、大企業のところは住宅金融公庫から住宅資金として借りられる、あるいは宅地の整備の金さえ借りられる。しかし、それ以上に自分のところの金を付加して一〇〇%貸す、あるいは宅地をつくるということまでできておるけれども、それでさういふ合理化政策の手段として利用せられがちだ。それ以下の中小企業に至つては、大企業にならうと思つて努力をしておる、最近人はなかなか得にくいですから、努力をしておりますが、しかし、この財形制度の基本的には、ほんとうに一人前の人間としての扱いをしなければならぬ。一人前の人間らしい生活ができるような制度としての財形制度、それに対する国の政策的な援助ということも必要でありましよう。そういうものとして考へる。いままでの中小企業がやうている水準を引き下げるのじやなく、いままでの福利政策に肩がわりするのじやなく、もっと高い財形制度、あるいは人間待遇の制度として考へられるならば、もっと高い水準がねらわなければならない。基本が間違つておる。いままでの基本に沿つて、企業者に肩がわりをするというやうなことでは、いままでよりも基本的によくならぬ、あるいは人間扱いすることにならぬのではなからうかというところを原則として申し上げておるわけでありましよう。

○長谷川国務大臣 そういう御心配も労働者のためにしていただくことはありがたいことでございします。しかし、考へてみますと、いまはそんなことで人の使える時代ではありまません。組合もありましよう。またお互いの目も光つています。そこはやはりこういう制度が、大企業なり中小企業においで皆を抑えつけるためのやうなものじやない。私はそういう良識を信じて、まさにそうしたことからして私たちはレベルアップするためには、ばつて、そのことが勤労者自体の生活、毎日働く

喜びになり、あるいは明日への希望なり、子供を

教育するところの教育費ができるという希望がそこに生まれるのじやなからうか、こう思つておりまして、抑えつけるためにこんなことをやるという考へはないということだけはひとつ御理解をいただきたい、こう思います。

○吉田委員 抑えつける、抑えつけぬという話はもう前時代の話で、それで抑えつけられることを心配しておるとかいつたやうなことは杞憂にしかすぎません。ただ問題は、基本的な労働者の評価と、それからこの制度が全般的なレベルアップ、あるいは人間らしい取り扱い、その制度になつておるかどうかを具体的に検討する話でございしますから、具体的に聞いてまいりますが、この法案を含みまして、改正前の制度にしましても、それから改正後のあれにしましても、いま問題にしております財形法、財形制度は、財形貯蓄のやり方にしろ、あるいは財形持ち家融資にしろ、企業に依存することを基本的に仕組みとしておることは間違いないじやないか。これで企業のおくれた労働管理に利用されるだけではないか。そこで、審議会の答申の中にも出ておりますし、それから関係労働者の中からも要望が出ておりますし、そのレベルアップのために衆議院、参議院で附帯決議がなされておりますが、これらの要望に対して、基本的には財形法改正に当たつてそれが充実にされておるかどうか。充足されておるかどうかという話になりまして、必ずしもそうでもないという点がかがわりますが、これらの点についてはどう考へておられますか。

○東村政府委員 先ほどからいろいろお話を伺ひしておられます。ただいま具体的に今回の改正案ではその点どうなつておるかという御指摘でございしますので申し上げますと、財形貯蓄といひますのは、本来契約の当事者は勤労者と金融機関でございまして、事業主が契約の当事者という形ではございません。ただ、実際問題といたしまして、賃金から控除してこれを実施するという手続になりますので、労働基準法第二十四条の手続が要る

わけでございます。この労働基準法二十四条の手続といふのは、御承知のとおり、労働組合ないしは労働者を代表する人たちの間に協定を結ぶ、こういう手続が前提になるわけでございます。それから、今回の改正法案におきましては、従来考えられておりました、勤労者がAという事業場からBという事業場に転職した場合、いままではそこで財形貯蓄が打ち切られたわけでございますが、今回はそれを転職先において引き継ぎ行ふことができるようにしておる、もちろんそれには一定の条件が必要でございますが、それから、新しく考えられております給付金制度、この制度につきましても、労使の合意に基づいて運用されるというように、たゞいま先生御指摘のように、労働者が自由な立場で自由に財形貯蓄ができるようなそういう配慮をしておる形になっておる次第でございます。

○吉田委員 現行制度の説明に入る前に、制度の批判と、それから制度のあるべき姿について審議会等から出されておる答申なりあるいは批判に対して、どうかたえられておるかという点をお尋ねをしておるわけであります。

昭和四十九年二月二十三日の審議会からの答申の中に、財形政策の目的は、「財産分配のあり方についての勤労者の不満を解消し、ひいては勤労者が連帯感を持ち得る社会の実現を期することにある。それが一つです。こうした目的達成のために、特に強調した割り増し金を実現していないのはまことに遺憾である——その他でございますが、これは私が申し上げるように、経営に従属している勤労者じやなくして、人間勤労者としての、労働者としての生活の保障、あるいはその労働者が連帯感を持ち得る社会の実現という言葉をいわれておる。それについての政府の基本的な考え方、具体的方法としての、特に割り増し金の実現について、前に四十八年の十一月二日ですが、要望をしておいたけれども、それが実現をしていないのはまことに遺憾である、こういう表現等もござい

られますが、承りたい。

○長谷川国務大臣 プレミアムの話も出ましたけれども、西ドイツの場合にはプレミアムも一般にやっております、こういうことでございまして、私たちは、そういう審議会の御答申なども踏まえながら、いまだ先も努力していきたい、こういうふうな考えでおるわけであります。ただ、何さまこちらのほうが歴史が浅いございまして、財政や金融全体の国の基本の問題にかかわるということとして、その辺御答申の中に、いまのような現実を踏まえながら、こうしたことに対する理解というものをいまから先いろいろな場面においてやっつけていかなければならぬのじやないか、こういうふうな感じ、そういう意味からしますと、調査費なども取りつついろいろな問題についての検討を今後進めてまいりたい、こう思っておるわけであります。

○吉田委員 これはひとつ制度についての改革の意見があるかどうかということをお尋ねしたいのですが、それは、いま大臣の言葉の中にもございまして、労働省から案を出し、これは大蔵省所管のこともあるから大蔵省と打ち合わせて、大蔵省と労働省とで煮詰めたところで諮問をされているやうに聞きます。

それから審議会の構成については、いつも言われることでありますけれども、いわば労働大臣の諮問機関的な性格。その前に、ほんとうに對話と協調の政治をやろうというならば、労働者のほんとうの生の話を聞き、それから財形問題について煮詰めていくということになせしない、いまの制度の中で、大蔵省あるいは予算や金融関係の伝統の中で、これだけしか残された道はないということが最後に出てきて、それをもって審議会に諮問をするという話になれば、審議会、特に労働者側については不満を持つのは当然の話で、これは野党としても、本来一から相談があるならば、対等に相談に乗ってまいりましょうけれども、最後の小さい案になって、煮詰めたところで相談をするという話になれば、意見の限界があります。

そこで、案に対する賛否というものも考えなければならぬところですが、もつと財形問題なら財形問題、その前には労働者の生活問題があります。労働者の生活の水準、現行の制度に対する批判等もございしますが、なせもつと根本から相談をして、財形制度なら財形制度について御相談をしながらやろうとせられないのか。一般的には對話と協調と、こう言われるけれども、具体的問題になれば、基本的な問題は、もうすでにいままでのやり方を前提にして、大蔵省の許す範囲内ということになるについては、大蔵省の不満をわれわれ持っておるわけでありますが、これらの点については改善をしていく意図が基本的にあるのかどうかをひとつお尋ねします。

○東村政府委員 今回の改正案との関連で、やや具体的な問題が御提起になりましたので、お答えいたしますと、今回の改正案につきましては、実は前回廃案になりました際の改正案、これについてもいろいろ御議論をいただき、そしてさらにそれを前進させるという御意見をいただいていたわけでございます。たまたま前臨時国会には提出いたしません、今回御提案申し上げたわけですが、その間に予算折衝等の問題がございまして、その予算折衝の中では、御承知のとおり、予算問題でございまして、なかなか一々御相談できないという事情がございまして、一応成案を得て先般御諮問をいたしましたわけでございます。しかし、これは今回の問題でございまして、実はそういう大蔵当局に対するあるいは一般に対するわれわれの働きかけ等の裏には、あるいはその前提には、従来審議会等でいろいろ御議論をいただいたその御意見が非常に大きな支えになっているということをわれわれは考えておる次第でございます。

なお、今後におきましては、できるだけそういう問題が残らないように、まだまだいろいろ具体的な問題等についてあるいは基本的な問題等についても審議会の御意見を聞かなければならぬという場面がございしますので、そういうことを踏まえ

ながら、積極的に審議会の御意見を聞いて、審議会の意のあるところの実現に努めてまいりたい、かように考えております。

○吉田委員 基準局長は、すでにできておる財形の基本はそのままにして、改正過程での説明であります。

大臣に何うのは、なぜ、財形問題の根本から労働者にも相談をし、初めから、審議会の答申、あるいは衆参両院の附帯決議、それから労働者の要望については御存じだと思っておりますから、煮詰めた最後のちよつとした部分、われわれから言つと、基本問題が片づかないで、労働省、大蔵省折衝をして最後に煮詰まってきたものについて審議会に答申を求める、こういう態度でなしに、財形制度の基本から相談をするという態度をどうしてとられなかったのか。財形制度の基本についての再検討をする用意があるかどうか、こういうことを尋ねておるのです。

○東村政府委員 実は財形の審議会におきましては、四十八年に、基本的な問題といいますが、基本的な理念の問題、こういう問題についていろいろ御建議、御答申をいただいている次第でございます。その基本的な問題、基本的な理念を踏まえて、現実に法を改正しあるいは運用をするという立場でやっておりますので、今回の問題につきましても、諮問をいたしました今回の答申におきましても、四十八年の基本的な答申の早期実現を期するよう、こういうふうなうたわれておりますので、ただいま申し上げましたように、そういう角度から審議会の御意見をさらに具体的に伺ひたい、こういう趣旨でございます。

○吉田委員 局長にお尋ねしているのではなく、労働大臣にお尋ねしておるのです、これは、いままでの経過の上に立つて改正問題についてどう相談してきたか云々という話であります、そこで相談するものはこのくらいしかありません。さかのぼって財形問題それ自身について再検討ができるかどうか、こういうことをお尋ねしているのです。

○長谷川国務大臣 勤労者財産形成審議会の委員

の名簿を見ますと、学識経験者八名、この中には今井一男さんのように権威のある共済組合連盟の会長をされておる人、あるいはまた若尾一さんのように農林漁業金融公庫副総裁、あるいは慶応大学の加藤先生、こういう方々が入っておられる。それから一橋大学の名誉教授の中山伊知郎さん。一方勤労者代表といたしますと、全日本総同盟副書記長の上西正雄さん、あるいは総評事務局長の太木さん、あるいは全日本食品労働組合連合会中央執行委員の栗原さん、労働者福祉中央協議会の事務局長の佐々木正男さん、全国労働金庫協会常務理事の高木さん、全産別中央執行委員の富田弘隆さん。さらにまた、事業者は、王子製紙の専務さんと、大塚鉄工の方、あるいは中小企業団体中央会の専務理事、それから日経連の専務理事の松崎さん、こういう方々によりまして、先ほど局長がお話ししたように、財産形成そのものについての基本をこういうところで長い間かかって御討議いただいたて、そして国会にお出しする場合には、その中から、できやすいと言っておかしいが、前進できるようなものについて今度御答申をいただいた。そうしてそれがあなたのおっしゃるようなほんのちよびりじやないかという話でございすけれども、原則は、こういうところで基本をお話したいので、ですから、今度のやつでもなお不満があるぞ、もう少しがんばれというふうな激励をいただいているところに、私たちが努力目標として将来さらに一生懸命やらなければいかぬ、こういうふうな感じしておりますので、こういう場所においての御審議の過程においてのお話などは、私たちが大いに参考になる、こう思っております次第であります。

○吉田委員 同じことを何遍もやりとりしても仕方ありませんから、具体的な制度の問題については、私が触れ得るだけ触れて、あとは枝村委員からも御質問申し上げますから、あとに譲ることにいたします。

基本原則問題で、ちよつと前にバックいたしますが、この制度でもそうですが、わが国の国民の

貯蓄率は、国際的に見ますと比較的高い。それは社会保険制度が貧弱で、老後に備えて、あるいは自分の万が一に備えて、それぞれの個人が、国民の一人一人が貯蓄をしておかなければならぬ、こういうことで、社会保険制度の貧弱さの証明あるいは裏返し現象だと言われております。財産形成を考へる前に人間らしい生活、あるいは審議会の二月二十三日答申の中にあります「勤労者が連帯感を持ち得る社会の実現」、そしてその裏づけとしての社会保険制度の確立をもつと図ることの方が先ではないかということが考えられますが、労働大臣の御所見を承りたい。

〔竹内（黎）委員長代理退席、戸井田委員長代理着席〕

○長谷川国務大臣 日本の一番大事なことは、やはり国民の連帯感を常に失わないように、またそれを盛り上げるために努力することだろうと思うのであります。先ほど葉梨さんからもお話のありましたように、よその国と日本との社会保障の比較などもございしました。私はそういうことからしますと、いまから先は、やはり社会的公正と三本内閣が言うておるものを、こういう非常な経済の変革期に、いかにして実現させていくかという努力はますます続けなければならぬと思うのであります。

一方また貯金の問題にいたしましても、社会保障が少ないから貯金ということもありますが、これは私は、ただそういう観念だけで片づけられない日本人の特質じやなからうかとさえ思っているくらいなのです。教育のためにも貯金をいたします。大学に二百万も入る、あるいは高等学校に九〇%も入っていく、こういうことのために私は貯金というものも必要だろう、こういうふうな感じするのであります。一時は奥さんの方の話などがはやりましたけれども、株を買って、そして毎日株の値段を心配することよりは、やはり国の貯金の中に自分が貯金していった方が、時間的に、心の中に安心感もあるし、連帯感もあつて貯金をしているのじやないか。ですから私たちは物価を抑

制しながら、この目減りというものを早くなくすように努力しなければいかぬ、こういうふうな感じの方、そしてまた一方、この財産形成一つにいたしましても、自発的に自分でやっていくという気持ちがある。発足してわずか三年足らずにして四百万も加入者がある。こういう方々に私は税額控除を年々拡大していくとか、あるいは将来については、新しいまた制度を考えていく、こういうものなどを深く拡大していく努力をすることが一番大事なことじやなからうかという感じ方で、いまから先も進めてまいりたい、こう思っておりますのであります。

○吉田委員 先ほどちよつと触れましたが、この財形制度は、財形貯蓄のやり方にしても、あるいは財形持ち家の融資にしても、企業に依存することが基本的な仕組みになっております。これでは企業のおくれた労働管理に利用されるおそれが多分にございす。それだけに具体的に国の社会保障費が国の予算の中で何割占めるべきであるか、あるいは会社、事業所の生産費の中で何割は労働者の福祉に回すべきか、こういう全般的な福祉行政の水準の向上のために政府としては方向を示すべきではなからうか。あるいは財産所有の民主化とそのための国と企業側からの援助、自主的な長期生活設計が立てられるような施策等、財形審議会の四十八年十一月二日あるいは四十九年二月二十三日等の答申の中に盛り込まれておる「連帯感を持ち得る社会の実現」、そのための割増し金、貯蓄元本に対する援助等、国の政策として、国の財政支出を含んで水準を引き上げる具体的な施策が必要なのではなからうかという感じがいたしますが、どう考えられますか。

○長谷川国務大臣 私は大蔵大臣と予算折衝をする場合にあなたと同じことを申し上げたのです。やはり理想は一日にして成らず、こういうことを申し上げて、一昨年でしたか、五時間にわたつて折衝し、また皆さん方からも御声援をいただいて、もう一回大蔵大臣との折衝をしたことがあります。基本的に財産形成に対する審議会の御答申に

私は満腔の敬意を払つておるものであります。何さいままでの制度というものを一遍に私たちが打ち破ろうとするのですから、なかなかむずかしいということを感じました。そういうもどかしさの中に今度またこういうふうな一歩でも半歩でもとにかく前進しようというところの御審議をお願いしておるのが今度の法案でございす。まさにおっしゃることと同じお気持ちであり、そしてまたそういうものに向かつて私たちが邁進していく気持ちであるということ御理解いただきたい、こう思うのであります。

○吉田委員 まあ努力をしたけれどもそのとおりにはいかなかった、いわばいままでの考え方あるいは制度を打ち破ることができなかったというお話でありますから、私はそれを破ることがいままの三本内閣における労働大臣の任務ではなからうか、財形制度に関連をしてもそれをやはり破ることが一番大きな問題だと申し上げておるわけでありす。

時間がだんだんなくなつてまいりますから先に進みますが、この労働者の財産形成あるいは住宅云々ということを考える前に、労働者の生活はいかにあるべきか、どういうことが望ましいか、まあライフサイクルというのがどういうことを意味しておるか、おわかりませんが、おそろくそういうことを考えられたのだと思いますが、こういうあるべき姿に関連をして持ち家の取得、労働者の住宅の望ましい基準、あるいは労働者住宅対策について、労働省としてはどう考えておるのか、これをひとつ承りたい。というのは、すでに別に労働者に対しては、低家賃の住宅をたくさんつくるべきだという意見、私もそれはそれとおりだと思います。そのとおりだと思ひますが、この公営住宅の考え方にしても、すでに二DKの時代は過ぎておる。それからまあ結婚当初はやむを得ず二DKに入つておられますけれども、子供が一人でき、二人でき、その子供が大きくなつてくれば、十年もたてば、二DKの家には実際はおられぬというのが実情です。それから先は、自分の家をつくらう

として、あるいはもつと広い三DKの家に移っていったりしておるのが実情で、住宅のあるべき姿、あるいは家賃というふうなもの、社会主義の国と比較してみても、やはり再検討すべき時期にきておると思います。

それからもう一つ、日本人の性格から言つて、仕事のための住宅なのか、あるいは休養、労働の再生産のために十分な静かな公害のない、あるいは庭もついてもおればよいということになります。そういう生活と関連をする住宅のあるべき姿というものが考えられるはずで、これは労働大臣として考えらるべきだと考えますが、それとこの財形あるいは持ち家融資との関係をどう考えられておるのか承りたい。

○東村政府委員 先生御指摘の問題は、大変重要で、ただむずかしい問題だと思ひますが、私どもといたしましては、いま先生御指摘のように、公害のない環境の良好なところで適切な広さを持ったそういう住宅が労働者、もちろん国民一般に供給され、快適な生活が営まれるというのが本来の姿だと思ひておるわけであります。ただ現実の問題といたしましては、そういう形に一步でも近づけるような意味におきまして、良質低廉な賃貸住宅というものをできるだけ多く供給するというのを考えながら、一方いま御指摘のごさいしました労働者のライフサイクルというふうな問題を頭に置きながら、労働者が持ち家が取得できるような形、それにはいま申し上げましたようなことを実現するために、いろいろ前提条件が要りますが、そういうような形に持つていく、労働者が努力する、その自主的努力を何とて援助していく、そういうことができるだけというのを基準でどういう広さが望ましいかということ、いろいろわれわれも検討しなければいけませんし、あるいは建設省等全体と関係がございしますので、ただいま申し上げられませんが、一般的に申し上げると、そういう考え方でやっておる次第でございします。

○吉田委員 それに関連をしてお尋ねしますが、

大正、昭和の初めまでは、仕事に便利な住宅ということが中心であつたかもしれませんが、しかし、すでにその時代は過ぎておる。そういう意味で、言葉では良質、低家賃、適当な広さ、あるいは自主的努力に対する援助と言われますが、具体的に言ひましたが、三DKでして公害のない静かな云々ということになりますと、工場の近くの住宅といったような観点から、距離的にも環境的にもいい、あるいは広さについても広くなつてまいりますが、いま分譲住宅で広告に出ているのを見ましても、一千万円以下ではございせん。マンションと言われるかどうかは別問題にしてアパートでも一千万円以下ではなかなか都会では家がない。これは東京でないだけでなくて、やはり九州の都市でもそうです。それに対して労働者が経営者と協約を結んでそして積み立てていく。それに対する割り増しもございせんが、国からの援助というものはほとんどない。一千万円、あるいは一千万円を超す住宅を、快適なところで、あるいは適当な広さでという話になりますと、一千万円を下ることとはないが、その一千万円以上を積み立てにやっておりますと、だんだん物価は上がつていく。物価の問題はあとで尋ねますけれども、そうすると、これに対する国の姿勢というものは、やはりこの制度の上からいいますと一番欠陥ではないでしょうか。健康保険の例ではございせんけれども、労働者に対する施策を飛躍的に引き上げるためには、何といつても小さいところから言ひますと、労使のほかに国の援助というものが必要になつてまいりますが、これについては、重ねてですが、ひとつ労働大臣の所見を承りたい。

○長谷川国務大臣 私もしも諸君、労働者が家がないということなどは、非常に身につまされて感じているものであります。そういうことからしますと、自分でローンでつくる人とか、いろいろ苦心しておる人を見ます。しかしながら、やはりすぐでは間に合わないかもしれぬけれども、こういうふうな税額控除とか、中小企業の場合には、今度雇用促進事業団の方から事業主に対してい

ささかの手当てをするというふうな漸進的なものをやりつつ、一方また建設省あたりとも話をしながら、いまのような土地の問題——これは土地の高いことが一番のガンでございせんから、そういう問題で、この財産形成の持ち家制度というものの、住宅貯蓄というものが盛んになればなるほど、私は建設省とも土地の問題について、あなたの方の公団住宅を建てるという場所に、どういふふうな位置づけをしてくれるかというふうな話も実はしておるわけでして、漸を追うてひとつ努力してまいりたい、こう思つておるわけでありませう。

○吉田委員 土地の問題について言われましたが、この制度の中には、土地のことは考えられておりません。住宅対策は別にありのうか知りませんが、金融公庫の低利子あるいは長期償却の制度を利用いたしますが、あのお金は、これは実際には家を建てるまでの半額にしかなりません、あるいは半額以下になりつゝあります。そのあとの金をどうするかというのが一つの問題。

それから問題は、土地が手に入れば家は何かと建つということも言われておりますけれども、土地を手に入れるのに個人ではなかなか可能でない。それから官利主義の宅地改築は高く、初めの段階では別問題、あるいは住宅公団とか、あるいは公社とかいふものがつゞつておつたものを分譲してもらつたのはまあいい方。そこで結局労働者も労住協をつくつて住宅融資なりあるいは労金の貯金のたまりましたものを動かして宅地をつくる。自分で公共団体その他に相談をして比較的安い土地を手に入れて、土地をつくることを労働者が自分でやらざるを得ないというふうな実情であります。

そうすると、この土地問題についてこの法律は全然考えられておりませんが、これは建設省とも相談して云々という話でございせんが、労働者住宅のために、この制度と関連をして、具体的に住宅対策を立てるのなければ、実際にはこの半分が、あるいは可能にする基礎が実際にはつづくれ

ぬ、こういうことになるわけでありませうが、それについての具体的な考えがありましたらお示し願ひたい。

○長谷川国務大臣 直接の御答弁にならないと思ひますけれども、小鳥が巣をつくる場合でも、自分の胸毛をむしつて巣をつくるのです。人間一生のうち自分の家をつくるということは大変な努力だと私は思ふのです。そしてそれぞれの人がそれぞれの希望を持ってやるわけです。でありますから、そういうふうな御希望に沿えるように、私の方では財産形成のこういう制度をやつて、いろいろなものでひとつお手当てをしよう、そうして自分でつくるものに対する意欲というものを駆り立てて推進してまいらう、こういうことを考えつつ、一方においては、将来ともにこれは建設省あたりにも土地の問題等々についても話したいなけれども、こういうふうな感じをして、いますぐこういう土地にどうのこうのという話にまではなつておりませんけれども、私は前回は建設大臣に、こうした制度がどんどん進んだ場合には、いままう貯金が——たしか七年か八年、あるいは五年もかかりますから、この制度によつて、すぐ家を建てる人はなかなかないだらうけれども、そういう問題がぐつと伸びた場合のことをひとついまのうちに建設省も考えておいてくれなうか、実はこういう話もしておりました、問題をいまから先も私は積極的にフォローしていこう、こう思つておるわけでありませう。

○吉田委員 ちよつと具体的過ぎますけれども、問題にし出しましたから、ついにお尋ねをしますが、労働省の関係で言ひますと、金をたくさん持つておりますのは厚生年金積立金の何とか福祉事業団とかいふものもございせんが、地方で運動場をこしらへたり、養老院をつくつたり、せつかく労働者の積み方た金だから労働者のために使いたいという、まあこれは善意だと思ひますけれども、しかしその程度に終わつておる。

一番問題なのは、労働者の生活を向上させるのにこれをどう使おうかという話ならば、たとえばそ

の厚生年金の積立金を、これは県なりあるいは公共団体を通じてでもいいですが、貸してやることによつて、土地をつくるということもできないことではないと思います。あるいは国民の中の貯蓄をしておりまゝのはほとんど労働者ですが、あの財政投融資の原資になっております郵便貯金とか簡保とか、こういうものにはいたしまして、労働者のためにどう使つたらよからうかというぐらゐのことは、労働省として一番考へてもらつてもいいことだと思ふのです。

これは小さい例ですけれども、住宅用地をつくるのには住宅をつくるのに、設計現金を市から何億とか貸して、年初に貸して年末には返済してもらふ、こういう無利子の金を貸すことによつて、相当大きな土地ができました。北九州では一万円そこそこ宅地ができたことがございませう。いまはそういう制度が広範に行われませんが、北九州でも五、六万以下の土地はなくなつたと思ひますが、やろうと思へば、労働でせよ、労働者でせよと申しませんけれども、労協が比較的安い土地をつくり得ている。国が、労働省として、たとえば厚生年金の積立金等を信用の置ける地方公共団体に貸すことによつて宅地をつくるか、あるいは住宅を安くつくることについては、これは具体的にできると思ふのですが、そういうことをする考えはありませんか。

○長谷川国務大臣 吉田先生、やはり市長さんをやつただけに、いろいろ具体的なお話が outcome として結構でございませうが、いま各県で土地開発公社などというものもやつておるわけですね。わりに山のようなあるいは荒れたような土地を開発公社がやつてゐる。そういうところへ各県では住宅公社がタイアップして、またその家を労働者なり必要な方々に分譲してゐる、こういう一つのあらわれもあるか、こう思つております。

それから老人ホームとか青少年ホームの話が outcome しましたが、そういうこともやりつつ、一方はまた、労働者が工場に移転して働く場合に、その工場の近くに行つて住宅がないということからしまし

て、労働省所管では、雇用促進事業団が、御承知のとおり工場地帯あるいは大都市あるいは誘致工場のあるようなところには移転住宅などを建てて、労働者に住宅を供給してゐる、こういう実例もありまゝで、一つ一つ問題別にそういうものの気を配つてゐる姿において問題を考へてみた、こう思つております。

○吉田委員 時間がだんだんなくなりますが、最後にインフレ対策であります。財産形成と云う以上は、インフレの抑圧あるいは物価の安定が大前提になります。せっかく家を建てようと思つて貯蓄をしてきた。去年、おとしのこのインフレ物価高で目標を変へたけれども、それも追いつかなくなつた、とうとうやめてしまつたという例は幾つも聞きます。

そこで、これは労働大臣の専権の問題ではございませうけれども、財形問題とインフレ問題というものは、これはインフレがどんどん進んだらどうにもなりません。一五%にとどめという話であります。それは総需要抑制だとか、気持ちばかりです。わかりませうけれども、それではいまのような資本主義のやり方で、いまの経済の体質でインフレがとまるか、インフレ物価高は継続されないかといふと、この一五%あるいは一〇%で抑え込みますと——成功を祈りますけれども実際にいふと、これはある程度の減価といふものを考へなければならぬでしよう。

そこで、私は、先般フランスの社会党にインフレ対策について聞いたのです。物価高以下に利率を置いておくものだから、貯蓄をするよりも物を買った方がいいという風潮が一般に普及するところ、いわゆるインフレマインド、インフレを助長するものがあります。だから物価高以上の、さつき最低賃金制だといふことを申し上げましたが、あるいは特別預金の奨励だとか、その辺にも対策はあろうかと思ひますけれども、政府全体の政策は別に、労働大臣としてこの物価高あるいはインフレに対処する財産形成上の施策といふものが私はあると思ふのです。いま申し上げまし

た物価高以上の最低賃金の上昇、こういう政策は労働省としてはとり得ることだと思ふのですが、これらについて具体的にどういふぐらゐに考へておられますか、伺いたい。

○長谷川国務大臣 先ほどから申し上げましたように、やはり一番恐ろしいのはインフレレシオンです。そしてまた、インフレレシオンの中に不況があつて、さらにこわいものは、私はそういうところから来る雇用不安だと思ひます。人生で一番悲劇は、働く能力と意思があつて自分の職場を自分の意思でなくて離れなければならぬ、こういうことからいふと、やはりインフレレシオンを抑えていかなければならぬということは国民の大課題だと思ひます。そういう中に、この長い期間にわたつての財産形成をするわけでございませうから、私は、やはり目減りのしないように物価を抑えつつ、ある場合にはまた財形の政策の進行中にそういうものをどう緩和していくかといふことは真剣に将来ともに考へていかなければいかぬ問題だ、こう思つてゐるわけでありませう。

○吉田委員 インフレ対策の労働省としての具体案、たとえば物価上昇率以上の最低賃金の引き上げ等いかんと聞いたのですが、それについての答えはありますか。

もう一つ、目減り対策、これは裁判にまでなつておりますが、私は財形をやつていつて、インフレ、物価の上昇がどれだけあるにしろ、十年以上の年月の中には目減りをすると思ひます。政府として勧奨して積んである、それが長年の間に目減りをした、その目減りを、どうして回復するかといふことが大問題だと思ひます。労働大臣としてどう考へておられるか、承りたい。

○長谷川国務大臣 政府が財産形成の契約者じやなくして、労働者と金融機関との契約、そういう形でやつていただいております。そこで、いまから十年後に物価が毎年毎年上がつていったその目減りはどうなるかと言われても、ちよつと私はいますぐにお答えできません。これは正直に私はお答えできない。

問題は、政府といひますれば、そういう目減りのないような施策をやつていく。そしてまたそれを信用していただく。ですから、私は、今度の一五%消費者物価を三月にもほとんど抑えていつて、そこに政治の信用といふものがあります。という、国民の、安心感といひますか、政治に対する信頼感、こういうものが生まれるのじやないか、そういうものを一つ一つ積み上げていつて、目減りそのものを少なくするような努力をお互いがやつていかなければいかぬ、こう思つて、直接お答えにならぬかもしれませんが、御理解いただきたい、こう思ふのです。

○吉田委員 これで終わります。

ドイツの場合にはなぜあれだけ普及したか。それから日本には、私自身も経験がありますが、戦争中、子供が二十になつたら大学に入るだろう、そのために何万かの保険に入りました。二十年たつたら、二万円の金は一カ月の学費にもなりませんが、一カ月の生活費にもなりません。とにかくもうあつた生命保険には入らぬとかたく決意をしたところですが、恐らくこれは全国の労働者に共通にある考へだと思ひます。それを政府が奨励する以上は、法律をつくつて政府が財産形成に資する以上は、私は、政府として何らかの目減り対策といふものを講ずる責任があると思ひます。これはその財産形成を可能にする意味において、インフレ下における損をした労働者の共通の願い、その共通の願いが私は訴訟になつたりしてゐるのだと思ひますけれども、それに対する対策を立てられる責任があると思ひます。そうしなければ、この制度がどれだけドイツほどにも普及するかどうかのかぎになると思ひますだけに、答弁は要りませうけれども、ぜひ確立するために努力を要請しておきます。

終ります。

○戸井田委員 枝村要作君。

○枝村委員 吉田委員から総論的な質問がありましたので、私は具体的な事項について質問していきたくと思ひますが、その前に、吉田委員から指

摘されました審議会軽視という問題について若干補足的な質問をしていきたいと思ひます。

労働大臣は、その答として、答申を最大に尊重しておつて、そのためにいままでも努力してきた、こういうふうにおつしやいました。確かに努力をしないとは私は言いませんけれども、評判は——余りしてないということになっておる。

それと、審議会に対するいままでもつてきた労働省の態度、これは官僚どもがやったのか知りませんが、けしからぬという一言に尽きると私は思つております。審議会の方でもそういうふう思つておるんじゃないかと思うのです。吉田さんも指摘されましたように、今次の改正案です。諮問案についても、関係省庁でびしと決まつたものを持つてくる。そして延べ六時間ぐらいの討議時間もなく、そういう手続をしておる。各委員は大変不満でありますけれども、内容そのものは少しは前進しておるものだから、それ自体については余り異議がないから、まあまあ満場一致、こういう形になっておる。ところがやはり心の底では、四十八年度に行われました中間答申のあの理念、これは生かされておらぬ。それは一挙に生かされると思つておられませんけれども、生かされておらない。こういうこともがあるわけでありませう。

私は、昨年の七十二国会ではその問題について追及をいたしました。結局、一言に言うならば、七十二国会に提案された財形法は、これは審議会を無視したものであるからけしからぬ、こういう関係団体の大変な不満があつたわけですね。そのために、法案の審議につきましても、われわれあれは大変苦勞したのです。参議院では結局廃案になりました。これは世間では雇用保険法のおおりに食らつて廃案になつたと言われておりますけれども、そういう関係団体は、この財形法そのものをぶつつぶしてしまふという強い要求があつた、このことは銘記してもらわなければならぬわけですね。ですから、審議会は単なる隠れみのという存在でなくして、本当に最大に尊重するならば、い

ろいろな手続その他の問題で、あるいは答申されたその内容を最大限努力すべきだ。先ほど言ひましたように、中間答申の詰まるところ当面の課題は、割り増し金の制度を確立せよということなんです。それに對して、今年度の大蔵省との予算折衝の中であるいは労働省の要求の中で、それに本當に取り組んだかどうかということを見ますと、どうもあきらめておるような気がしてならぬ。これではどうかということなんです。その点、私は、答申は要りませんけれども、強く追及、要求しておきたいと思ひます。

そこで、今次の答申の中では、第三項であいう文句が並べられておりますけれども、その内容は、その一切について今後審議会に諮つていく、こういうことだと思ひます。文章はそうなつておりません、こうだらつと書いてありますけれども、そういうことで、ひとつ大臣はこの辺で心を引き締めて、審議会の尊重する、尊重するというよりもむしろ大事にして、その答申を、たとへ時間がかかるものであつても、最大限に各省庁の間で努力をして実現のためにやつてもらいたい、そういう決意をまず述べてもらいたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 審議会の皆さんの御答申のとおり私が動かかなかつたというおしかりをいただきましたが、まさにそういう意味では御期待に十分沿へなかつたことを遺憾に思つております。

私の姿勢といたしますと、私はわりいろいろな権威者の話を聞くのは好きでございますから、あゝい審議会の各個人のおいというものをよく承る方でございます。ですから、いまから先、改めてきよの激励を旨といたしまして、この財産形成の将来の推進のために、一層審議会の委員の方々の御意見を尊重し、また、こういう場所における激励というものを腹の中に引き締めまして進進したい、こう申し上げておきます。

○枝村委員 そこで、もう一度ついでに言つておきますが、いままでも衆参両院において附帯決議がいろいろされました。それもどうも尊重されておらないような気がするのです。とりわけ、去年

の七十二国会での附帯決議中に、第二項に掲げてあります「特に財産形成の促進に有効な税制、財政面からの優遇措置を可及的速やかに講ずること。」これがついておるわけなんです。これを一体どういふふうに解釈しておるのですか。われわれ、自民党と折衝の中で、これは割り増し金のことを明確にうたつておるわけです。ただ、いろいろ労働省の立場もあらうからということで、こういう字句表現にしたのでありますが、これも守つておらぬ。先ほど言つたようなことです。こうなると、審議会も軽視しておるが、国会もやはり軽視されておるような気がしてならぬということにもなるわけですね。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕
そうではないと大臣は当然答へるでしょうけれども、附帯決議が、国会対策の面で、野党がやかましく言うから、まあこの辺のところ書いておけという程度のものでつたら、附帯決議なんというものは要りませんよ。附帯決議も最近は大分重みを持つてまいりましたけれども、重大な法案と同じぐらいの効力を持つものであるというようにちゃんと認識してやつてもらいたいということも言つておきます。答申は要りません。

そこで、具体的な問題に入つていきたいと思います。第一に、財形貯蓄の範囲拡大について伺つてみたいと思ひます。財形貯蓄が天引きによつて行われております。これはわれわれにいろいろ不満はありますが、労働基準法の関係とか、現行の制度上やむを得ないものだと認めるにいたしました。今度新たに郵便貯金や生命保険などが加つて、それもこれも全部天引きされることになりました。これはなるのですから、いろいろ問題点が出てくるのではないかと思ひます。たとえば、私どもが常に財形そのものに對して懸念し、指摘しております問題、財形が社内預金とかからめて対労働政策に利用されていったり、あるいはこれがひいては所得政策の問題に波及がされないかという、こういうことであります。

そこで伺ひたいのは、まず第一に、貯蓄えふやせるものなら何でもかんでも対象にするという考え方でこの財形促進を振振されておるのか。そうなりますと、これからどんどんそれを労働省が奨励していくわけなんです。通常一般金融機関に課せられておる個人の貯蓄に関する守秘義務と同様なもしくは類似の義務を、企業に課す必要があるのではないかと、こういうふうにおつしやうのです。

大臣は、そんなことはありませんというふうにお答へになるかもしれませんが、もつとも悪い企業とか事業主とか名指しては言ひませんが、しかし万一つあつてもそういうことが行われるとすると、これは大変なことになる。たとえば個人の権利侵害のおそれがあるのです。なにと云へばそれまでですけれども、それをやつたときの歯どめは少なくともこの財形法にはない。しかし労働省が、あるとするならどういふことでその歯どめをするかということも伺つておらぬのです。もう少し具体的に言うならば、財形貯蓄をしておる人、それは天引きするのですから、調べたら皆わかりませう。その人が組合の活動家あるいは運動家あるいは企業の上長の、職制の気に入らぬであつた場合には、幾ら貯蓄しておるかということをつば抜いて、そしてそれを悪用されるということが必ずしもないと言ひ切れぬ、別に守秘義務も何にもないのですから、天引きをするのですから、財形にはそういう守秘義務は負わされていらないのですから、それに対して労働省は、もし万一つそういうことがあるなら、それはどこかで歯どめをするのか労働行政の面でどうかするとかいふことを考へておく必要があるのではないかと、それは労働の問題であるから、それから労働者、勤労者と金融機関との契約の問題であるからわしは知りませんで済まぬことになるのじゃないですか。これが第一の質問です。どうでしょうか。

○東村政府委員 新しい今回の改正案におきましては、御指摘のようにいろいろ金融機関が拡大してまいりました。それに関連いたしましていま守秘義務の問題が提案されたわけでございますが、

これは現在でも問題があると言えはるわけですが、それがさらに拡大したような形で出るのじゃないかという御指摘だと思つておこします。

実はこの問題、審議会でもいろいろ御議論をいただいたわけですが、私どももいたしましても、それはそういうことになる問題にはなるといふことを考えておりますが、現在のところ、これは道義的な問題ではないだろうか、せっかく労使協定の上で一つの制度を発足し、賃金の控除をやるといふことになつてゐるので、そういう先生御指摘のようなことは万々一にもないと思ひます。しかしそういう御心配もこれは皆無ではございませんので、先ほどお話しございました審議会等で具体的にいろいろの御意見をお伺いしながらいくといふことになつておりますので、そういうところでもさらに御知恵を拝借するなり工夫をしてみたい、かように考えます。

○枝村委員 審議会などいい知恵を借りてひと十分検討していただいてほしいと思ひます。特に郵便貯金などは、今度は五百万貯金できるので、しかも三百万マル優で、あと二百万はプラスするといふのですからこれは太いですよ。そういう金がばつさりあはかれちや、やれたもんじやないといふことになるわけですから、十分検討してもらいたいと思ひます。

それから二番目には、先ほども言いましたように、労務政策、所得政策の問題に波及あるいは利用されないかといふ、こういう心配です。それはないといふ保証はないわけなんです。ですから、この点も何らかの保証的な手法が必要ではないかと私は考えるわけなんです。たくさん貯蓄をしておることによつて、賃上げの抑制の理由にされないといふ言えないのですよ。たとえば個人、団体、組織を問わずに、貯蓄がたぐさんあれば、そのような持つておるそういう人たちが生活権を守るために賃金を大幅によこせと言つたつて、何をおまえ言うか、こういうことに利用されていく可能性がありまう。そのことは要求と運動を非常に阻害

する、障害する、妨害するといふ存在に、いわゆる労務政策としてそのようにすりかえられるおそれが財形貯蓄の場合にはある、こういう心配をするのであります。ばくたちはそういう人たちの立場に立つて常に政治を行い、そして労働問題も取り扱つておるのですから、それはあなたの思い過ぎだと言ふかもしれないけれども、しかし世の中にはこういう事例はたくさんあり得ることなんです。ですから、この点について、先ほど言いましたように何か打つ手はなからうか、こういうことも考えておるわけですが、いかがですか。

○東村政府委員 いま二つ問題をお話あつたと思ふのですが、一つは労務政策といふ問題が、そういう問題と所得政策といふ問題があつたわけなんです。いずれにいたしましてもこの財形制度といふものは、できるだけ労働者の自主的な努力を伸ばしていこうといふことが基本でございまして、ただ、いまのようなお話がございまして、ただ単に労働者個人の意思にまかせておくといふ問題が起ることもございまして、労働者の協定によつて賃金の控除をするなり新しい制度を、つまり給付制度を導入するなりといふようなことを配慮して制度的に労使が一つの合意ができた上で問題を進めていくといふふうに考えている次第でございまして、制度としてはそのような配慮をしていこうといふことを御了承をお願いしたいと思ひます。

○枝村委員 そのように力があつて、労使で合意の上で成り立つものが前提でありますけれども、いわゆる力のない企業の労働者あるいは組織も持たないところなどがこの財形を採用しておるとするならば、いま私が言つたようなことは当然あり得ることなんです。それで、労働大臣が先ほどからの答弁の中でも、労使の関係には労働省、政府は介入しないのが原則であると言われました。それはそれでいいんです。ところが、だからといってすべてそういう不当な介入、不当な労務政策をやめるものに対して、それぞれの裁く機関はあるとしても、労働省としてそれを未然に防ぐ何かの措

置が必要ではないか。よもや労働大臣は、労働運動、労使の関係は対決で、力関係で片をつける、こういうことをおっしゃらないと思ふのです。どうしても対話と協調の精神で一つの問題を解決を求めるといふ方針であるならば、なおさらそういうところのきめ細かいつつどこまで何らかの方法で指導したり何なりしていくべきではなからうか、こういうふうな思ひます。

ですから、結論的には、財形が、もしも言ひましたようなものにすりかえられれば、これは大変重大なことでありまして、何らかの方法を講じてそういう懸念のないように、心配のないようにしてもらふなければならぬ、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○長谷川國務大臣 枝村先生おっしゃる通りに、総資本、総労働の対決、そういうふうなことはないうようにしていくといふのは私は同感でございまして、そういう意味からしましても、こういう労働者の間の話し合いの中においてこの制度が生まれ、その場合にいろいろな懸念されるものがあるとするならば、おまえの方で手を打て、あるいは注意しろといふことは、よくひとつ心の中に置いて、不利益なことのないように努力してまいりたい、こう思つております。

○枝村委員 次に二番目として、大きな二番目ですけれども、生命保険についてお伺ひいたします。この保険がどのような内容の保険が対象となつてゐるのか、お伺ひいたしたいのであります。

○水谷政府委員 今回生命保険をも対象とすることにいたしましたわけですが、貯蓄型の生命保険といふのを対象にいたしております。災害死等の場合には満期保険金の二倍相当額の保険金が支払われるといふところがその保険的な要素でございまして、その他の点につきましては、従来の生命保険等に比しますと貯蓄的な色彩の濃いものを対象にしておるといふことでございまして、

○枝村委員 その貯蓄型のものであると言われて一つ何やら例を出されましたのですけれども、それだけですか。現在どのような形式のものがある

のか、その実例を、あれば詳しく挙げてもらいた

○水谷政府委員 今度の制度ができることに伴ひまして、それぞれそれに対応するものができると言ひますが、そういう経過にならうかと思つてお

○枝村委員 これからできるということなんです

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

生命保険会社の一部には大体これに近いもの、今度の対象にしておりますものに近いものがすであるわけですが、一部の保険会社に限られてゐるのが現状でございまして、それで今度財形貯蓄の対象に入れます際に若干の要件を細かく決めたといふことでございまして、その概要を申し上げますと、保険給付の内容としましては、先ほどお答え申し上げましたように、災害等の特別の場合の死亡に限つて満期保険の二倍が支払われまして、通常の場合は積み立てた保険料にその運用益が加つた貯蓄的な性格のものといふことになつてゐるわけですが、そういう意味では保険と言ひましても比較的いわゆる保障的な要素の薄い性格のものでございまして、たとえば亡くなった場合にも災害等の理由以外のものによりまして場合には、つまり普通死亡給付金といふことで満期保険金にその契約の保険期間とそれまでの経過期間の比率を掛けるといふふうな方式になりますから、そういう意味では保険的な要素は通常の死亡についてはないといふような形になるわけでございます。大体保険料としましては月払いが一般的にならうと思ひます。千円の何倍といふふうな二千円とか三千円とか五千円とかといふふうな、千円の倍数という形で実務的には処理されることとございまして、満期の保険金額はその月払いの保険料の額に応じて決まるといふことでございまして。保険期間としては五年以上といふことで、五年、七年、十年といったようなところが通常のパターンにならうかと考えております。

いう貯蓄型の生命保険あるいは生命共済の契約について申しますと、被保険者並びに満期保険金の受取人は、契約いたしました勤労者本人ということになるわけでございます。

それから、運用の場合に剰余金が生じたときは、利益に属する部分だけは分配されますけれども、それは保険金等の支払いの日まで据え置かれるという形で、全体がまとめて満期の際に支払われるあるいは死亡の際に支払われるということになるかと考えている次第でございます。

○枝村委員 結局、何か説明をされましたけれども、要するにこれからできるということになるわけですね。そうすると、いまの説明によれば一定の条件がある、そういうものは一口で言えば保険つき定期貯金とも言えるようなものでなければならぬという条件ですね。そうなりますと、これと似たような貯蓄商品を今後銀行や労働金庫でも扱うことが認められてくることになるわけですね。これは、大蔵省がおらぬからわからぬでしょうけれども、そういうことになるでしょう。

これはだれが答えますか。

○東村政府委員 現在各種金融機関の役割分担というものは決まっておりますので、それが前提として考えられております。したがって、銀行等てだいたい問題になっているようなことは、そういう商品を取り扱ふことは認められないと思ひます。御指摘のようにこれは大蔵省筋のことかと思ひますが、私もそのように考えております。

○枝村委員 われわれ素人から考えると、そういう性格のものであるならば、財形貯蓄はこういう商品があるならばそういうままでやっていいところでもどんだんやれるようになる、そうすると従来の保険という概念が変わってくるものだ、こういうふうに思っておるわけですよ。こういう問題が今後生命保険などを加えることによつて残されてくるという点については、それこそまた審議会がゆつくり討議をして、もしそういう何かの結論が出れば、労働省もそのことで動いてもらうようになるかもしれませんので、ひとつよろ

しくお願いしたいと思ひます。

その次に、給付金助成制度についてお尋ねしてきます。

給付金制度はこれは事業主の負担によつて実施されるのであります。また、財形貯蓄をやっている勤労者だけを対象としているものだけに、この制度を採用し得る実態があるのかどうかという、こういうことです。採用している企業を、産業別にまでは必ずかしこいでしょうけれども、できれば分けてその実数を示してもらいたいと思ひます。財形貯蓄は四百万にも上つて加入しておると言つておりますけれども、この給付金制度を採用している実態はどうかということの質問です。わかりますか。

○水谷政府委員 給付金制度はもちろんこれからできるものでございますから現在給付金そのものを実施しておるわけではございませんが、従来の財形貯蓄に対しては事業主が奨励金というものを出しておる企業についての調査がございます。これによりまして、全体の平均では一六・三％ということになっております。産業別に見ますと、一番多いのが金融保険業で五三・四％ですが、その他は大体多くて不動産業の二〇・六％、それから製造業が一七・七％、卸売が一五・七％ですが、建設業が一六・八％、それから比較的少ないのが運輸通信業が四・九％、電気、ガス、水道三％、サービス業五・三％というふうな状況でございます。全体では一六・三％でございます。

○枝村委員 これならば財形貯蓄をたくさんできる勤労者はたくさん援助を受けられるということになりかねないですね。また事業主が提出するに当たつて、勤労者が提出する金額について事業主の思うままにされるという、こういうことにもなりはしないかというふうに考えておるのですが、その点はいかがですか。

○水谷政府委員 財形貯蓄に比例して奨励金を出すという形態をとりますと、財形貯蓄をできる人ほどよけいというふうになるかと思ひますが、現在私どもが考えております給付金制度は、

むしろ財形貯蓄に比例するという要素よりもすべての勤労者になるべく公平にいたしますか、不当な差別なく支払われるようなものというところを考へておりますので、個人の財形貯蓄に比例して給付金を出すというふうなことは考へておりません。

○枝村委員 だからその企業が、事業主がそこにおる勤労者に平等に一律に給付金を出すのですか。

○水谷政府委員 その辺は労使の選択の問題でございましてけれども、と言いますのは、労使の協定に基づいてやるということでございますから労使の選択でございましてけれども、不当な差別をつけようというものは排除したいと思ひますが、そういうふうな考え方を持っております。

○枝村委員 その排除するというのはどういう形で排除していくのですか。

○水谷政府委員 一応給付金契約は承認をするという条件にいたしております。と言いますのは、一定の税法上の特典を受けると思ひますが、そういうこともございまして、承認を受けるということになっておりますので、その承認の対象にしない、したがつてそういう場合には中小企業の場合には助成金の対象にもならないということになるわけでございます。

○枝村委員 少し心配がありますので、いまあなたが答えになつたとおりのやつを厳重に、懸念されないようにやつてもらいたいと思ひます。

その次に、給付金は原則として七年後に支給されるのでありますから、こういう財形給付制度は勤労者の足どめ策として活用される心配があまりはないか。先ほどの労働政策とかなんとかいうことと同質の質問になるかもしれないけれども、そういう懸念がやはり当然出てくると思ひます。その点についての何か心配事が全然ありませんか。

○水谷政府委員 財形貯蓄でございましてからもちろん解約すれば中途で支払ふこともできるわけでございますし、その場合やむを得ない理由がある場合には税法上の特典も受けられるということに

なっておりますので、その懸念はできるだけ回避して運用したいというふうな考へております。

○枝村委員 そこで、この問題について私の意見を少し述べてみたいと思ひます。

先ほどから吉田さんとのやりとりの中でいろいろありましたように、この財形の制度は西ドイツの財形を輸入したようなものだとおられております。ですから、国の状況が違うからということ、西ドイツで一番われわれが見てすばらしいと思ふようなあのプレミアつき、割り増し金制度がなぜとられないのか。当然審議会の答申の中心課題もそれでありまして、これをやれ、こういうふうな要求するわけでありまして。しかし、大臣もそのために一生懸命やるという確信もありましたし、しかし私も実現するには金の努力が必要であることも認識しないでもないわけでありまして、ひとつ一生懸命やってみようと思ひます。

そこでそれは別に、当面の給付金制度を進めていくにしても、その配分は所得、家族数等に依つてすべきであつて、これこそ分配公平という審議会の答申にもあるような線に沿うものではないか、こういうふうなわれわれは考へておるのであります。この問題についてどういふふうにお考えかお答えいただきたい。

○東村政府委員 現在法律では大筋決まっておりますが、そういう具体的な問題についてはこれらの問題でございまして。ただ、いまおっしゃつたようなことはこれは労使協定という前提の中で給付金制度を運営するわけでございまして、そういう際にそういうものを考慮するということになつておるかと思ひます。

○枝村委員 しかし、一定の基準とか方針というものを労働省、審議会あたりが決めて、労使協定の上でそういうこともあり得るというのでなくして、少し積極的な指導をやはりとつていくべきではないかと思ひます。これは私どもの発想でなくして、答申そのものがそういう意味の理念をちゃんと掲げておるのですから、ひとつ積極的

進めていってほしいと思うのです。

その次には、特に給付金制度は任意にゆだねておるのでありますから、これは企業格差をそのまま個人資産形成の格差助長に持ち込むことになるわけであって、これは余りよくないと思つたのです。

したがって事業主に対してたとえば賦課金制度として一律に義務づけるようなことはできないものか、これは検討すべき材料にもならぬか、あるいは企業格差がますます助長するようないか、このように思つておるのですが、いかがでしょうか。

○東村政府委員 ただいまの御指摘が賦課金制度の採用そのものを個々の事業所に義務づけることとはどうかというお話でございますと、そのことによつて招来する結果がどうか、あるいは先生いま御指摘のような逆な弊害が起るような感じもいたします。いろいろむずかしい問題が起ると思ひます。われわれは、やはり労使の協定といひますか、話し合った上でそれを導入するかどうかということが実情に即し、また弊害をなくするゆえんではないかと思ひます。

なお、格差の問題ということでございますが、一企業における個々の労働者間の格差あるいは御指摘のようなことも考えられるかもしれませんが、全体として中企業、小企業というものの格差といふことを考えましたので、助成金等についてはなるべく下の方に厚くというふうに考えた次第でございます。

○枝村委員 私の言っているのは企業格差です。企業格差をそのまま個人の資産形成の格差に持ち込んでいくことになるということです。これは賃金の問題で、労使の問題というのがなかなかやこしいことになりかねないことも予想はしております。

ますけれども、ひとつこういう意見もあることを十分承知しておいていただいて、検討すべきものであるならば十分検討していただきたいということとを要望しておいて、この点でとめておきたいと思ひます。

それから、その次には助成金の問題であります。助成金の原資である基金をどのようにいまから求めていくかという問題であります。そのためには助成金支給の見通しはどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○水谷政府委員 助成金の見通しにつきましては、先ほど申し上げましたような、現在奨励金を実施しておる企業の一六・三％とか、そういうようないろいろなものを基礎にいたしまして、一応の推定をいたしておるわけでございますが、助成金支給の初年度である五十一年度において対象事業所数で約二千五百カ所、対象労働者数では大体二万一千人、所要金額は三千万円程度というようない見込みを持っております。

○枝村委員 産業別、規模別に財形の現況がどのようにつかまれているかということなんですが、これはつかまれていますか。

○水谷政府委員 申しわけございませんが、ただいまそういうような調査をいたしておりませんが、産業別、規模別という状況はございません。ただ、先ほど申し上げました奨励金を支給している事業つまり一六・三％の規模別の内訳は、先ほど申し上げましたように、ございまして、それによりまして、大体規模別による格差といふものは比較的少ないといひますが、もちろん五千人以上が非常に多いわけでございまして、最低の規模のところにおきましても一六・一％程度ということになっております。

○枝村委員 これは中小の企業に対する助成金でしよう。しかし、つかまれているといふとすれば、基金計画を組むことができないやないですか。いわゆる推論で計画を立てようとしておるのですか、どうですかその点は。

○水谷政府委員 積算の基礎といたしましては、産業別、規模別という意味で、規模別の事業所数を積算する場合には、財形制度に入っている事業所数に全体の規模別の比率といふのがございまして、規模別事業所数の比率、そういうようなもの、あるいは規模別の労働者数の比率、そういうものから規模別の推定をして積算をいたしておるわけでございます。

○枝村委員 では、予算を立てて基金として入れるわけですが、今年度は幾らでしたか。

○水谷政府委員 この制度は、今年度の予算に計上いたしておりますのは一億円でございまして、それで、実際の支給開始は今年度といひますか、この法律が御承認ただけでした場合は、十月から施行いたしまして、十月から来年の三月までに提出した人に対して五十一年度に支給するということとでございますので、五十一年度に支給を見込んでおるのが三千万円程度というのが先ほど申し上げた数字でございます。

○枝村委員 いまから立てるのですから、今年度の予算一億円で五十一年三千万円、こういうことです。それからその次は、話に聞けば五年目には五億とか何とかいうことを言っているようですが、推論を一つの根拠としてするといふのは、やかましいことを言うわけじゃないのですか、予算を立てる場合余り好ましいことじゃないのじやないですか。もう少し皆さんの指導によつてはつきり確立させるとか、つかむとかいうようなことをしていくべきではないか、こういうふうに思ふのですが、いかがですか。

○東村政府委員 新しい制度をつくるわけでございまして、何分基本的なデータが不足していることはわれわれも十分感じております。いろいろな角度から既存の資料等を活用しながら、できるだけ正確な推論をするという努力をしているつもりでございます。

なお、そういう問題とはやや離れて、制度全体を考へる場合でも、もう少し資料が整備された方がいいのではないかと私も感じております。

ただ、なかなかむずかしい条件がございまして、一気にはそろそろい統計資料が整備できるわけではございませんが、私ももせつ々しくそういう方向で努力してみたい、かように考えております。

○枝村委員 基金の運用益をもつて助成金を賄うわけだが、収支で不足が生じた場合のその補てんはどうするのか、その点をお伺いいたします。

○水谷政府委員 これにつきましては、先生御指摘のとおり、五億円を出資してその運用益で賄うというところでございまして、それで不足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定からその一部を負担するというのを考えております。

なお、勤労者財産形成を促進することは、勤労者の雇用の安定、福祉の増進にもつながることとでございますので、雇用保険の雇用福祉事業から支出することになじむもの、そういうふうに考えております。

○枝村委員 それはやっぱり問題があります。雇用保険の失保会計から、しかもそれは事業主側が出す方のあれだから問題はないといふことを言われましても、そういうところから使うといふことに対しては、われわれはなかなか了解することはできません。ですから、やはり財源は一般会計から出すべきだ。失保会計はその部面において、雇用・失業の関係において十分使つてもらう。それでなくてもいまからこんなことが起こるか、わからぬというのに、こういうところにそれを流用するなんといふことはよろしくないと思ふのです。これはひとつ十分考へておいてもらいたいと思ひます。

以上で、時間が来ましたので、あとの残りの質問は次回に回します。

○大野委員長 次回は明後二十七日木曜日、午前十時理事会、十時十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

勸業者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勸業者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勸業者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「勸業者財産形成貯蓄」を「勸業者財産形成貯蓄等」に、「第八条」を「第八条の二」に、「第十七条」を「第十九条」に改める。

第二条第四号中「及び有価証券の購入」を「有価証券の購入その他の貯蓄」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四条第一項中「第六条から第九条までの規定を除き、以下同じ」を「以下この条、第十三条、第十四条及び第十七条において同じ」に改める。

第二章 勸業者財産形成貯蓄を「第二章 勸業者財産形成貯蓄等」に改める。

第六条を次のように改める。

(勸業者財産形成貯蓄契約)

第六条 この法律において「勸業者財産形成貯蓄契約」とは、勸業者が締結した次に掲げる契約をいう。

一 銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は国(以下「金融機関等」という。)を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で定めるもの(以下「預貯金等」という。)(の預入、信託又は購入(以下「預入等」という。))に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等(当該契約に基づき預入等が行われた預貯金等又はこれに係る利子若しくは収益の分配(以下この条において「利子等」という。))に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行う場合における当該預入等(以下この号において「継続預入等」という。))及び財産形成給付金(勸業者財産形成給付金契約

に係る次条第六号に規定する給付金という。以下この条、第七条の二及び第八条において同じ。))に係る金銭による預入等を除くものとし、当該契約が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十六条の承認を受けた証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたもの(以下この号において「預託による証券購入契約」という。))である場合にあつては、当該購入のための金銭の預託(以下この号において「金銭の預託」という。))とする。))に係る金銭の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等については、その預入等が行われた日から一年間(当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及び据置期間を定め、かつ、最初の預入の日から据置期間の満了の日までの間は、その払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間)は、その払出し又は譲渡(継続預入等で、政令で定める要件を満たすものとするための払出し又は譲渡を除く。)をしないこととされていること。

ハ 当該契約に基づく預入等(継続預入等を除くものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。))に係る金銭の払込みは、当該勸業者とその者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勸業者に支払う資金から控除し、その者に代わつて行うか、又は当該勸業者が財産形成給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

ニ 生命保険会社(保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国生命保

険事業者をいう。)(国、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者(以下この号及び第十二条において「生命保険会社等」という。))を相手方とする生命保険に関する契約、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は生命共済に関する契約(次条及び第十一条において「生命保険契約等」という。))で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み(被保険者又は被共済者が当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間の満了の日に生存している場合に支払われる保険金又は共済金に係る金銭、剰余金又は割戻金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の生命保険会社等に他の生命保険の保険料又は他の生命共済の共済掛金の払込みを行う場合における当該払込み(以下この号において「継続払込み」という。))及び財産形成給付金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込みを除く。)をするものであること。

ロ 当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金又は共済金の支払は、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合及び当該保険期間又は共済期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別の理由により死亡した場合(廃疾の状態となつた場合を含む。))に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人となつ、ともに当該勸業者であること。

ホ 当該契約に基づく剰余金の分配は、割戻金の割戻しは、利益に属する部分に限り、行われるものであること。

ヘ 当該契約に基づき分配又は割戻しが行われた剰余金又は割戻金は、当該契約に基づく保険金又は共済金その他政令で定める金銭の支払の日まで据置置くこととされていること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み(継続払込みを除く。)は、当該勸業者とその者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勸業者に支払う資金から控除し、その者に代わつて行うか、又は当該勸業者が財産形成給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 地方住宅供給公社を相手方とする地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百四十四号)第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約(次号及び次条において「積立分譲契約」という。))又は住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十七条の三第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約、沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第二十一号)第二十七条第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約、日本住宅公団を相手方とする日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購入に関する契約若しくは宅地開発公団を相手方とする宅地開発公団法(昭和五十年法律第 号)第三十四条第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約(次号及び次条において「宅地債券等購入契約」という。))で、次の要件を満たすもの

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人となつ、ともに当該勸業者であること。

ホ 当該契約に基づく剰余金の分配は、割戻金の割戻しは、利益に属する部分に限り、行われるものであること。

ヘ 当該契約に基づき分配又は割戻しが行われた剰余金又は割戻金は、当該契約に基づく保険金又は共済金その他政令で定める金銭の支払の日まで据置置くこととされていること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み(継続払込みを除く。)は、当該勸業者とその者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勸業者に支払う資金から控除し、その者に代わつて行うか、又は当該勸業者が財産形成給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 地方住宅供給公社を相手方とする地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百四十四号)第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約(次号及び次条において「積立分譲契約」という。))又は住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十七条の三第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約、沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第二十一号)第二十七条第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約、日本住宅公団を相手方とする日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購入に関する契約若しくは宅地開発公団を相手方とする宅地開発公団法(昭和五十年法律第 号)第三十四条第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約(次号及び次条において「宅地債券等購入契約」という。))で、次の要件を満たすもの

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく金銭の積立て又は債券の購入に係る金銭の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に基づく金銭の積立て又は債券の購入に係る金額(当該積立てに係る地方住宅供給公社法第二十一条第二項に規定する受入額を超える一定額のうちその超過金額又は当該購入をした債券に係る利子若しくは償還差益を含む)は、住宅又はその用に供する宅地の取得のための対価の一部に充てられるものであること。

ハ 当該積立て又は購入に係る金銭の払込みは、当該勤労者とその者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該積立て若しくは購入に係る金額を当該勤労者に支払う資金から控除し、その者に代わつて行ふか、当該勤労者が第一号に該当する契約に基づく預入等に係る金銭若しくは前号に該当する契約に係る保険金若しくは共済金に係る金銭、剰余金若しくは割戻金に係る金銭その他政令で定める金銭若しくは財産形成給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行ふか、又は当該勤労者が次号に該当する契約に基づく預入等に係る金銭若しくはこれに係る利子等に係る金銭により行ふこと。

ニ その他政令で定める要件

四 積立分譲契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入に係る金銭の払込みを取り扱う金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約(第一号ハの要件を満たすものに限る。)で、当該預貯金等又はこれに係る利子等に係る金銭により、引き続き同一の金融機関等において、前号に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入に係る金銭の払込みを行うことその他政

令で定める要件を満たすもの

第六条の次に次の一条を加える。

(勤労者財産形成給付金契約)

第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場の勤労者(国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員を除く。以下この条、第七条の二、第八条の二から第十条まで及び第十六条において同じ。)の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)生命保険会社(保険業法の規定による免許を受けた生命保険会社をいう。)、農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命保共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。)、又は証券投資信託(証券投資信託法昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。の委託会社(証券投資信託法第二条第三項に規定する委託会社をいう。以下この条において同じ。と締結した勤労者を受託者とする信託、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済又は勤労者を受託証券の取得者とする証券投資信託の設定(追加設定を含む。以下この条において同じ。の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づく信託金(収益の分配に係る金銭により信託金の払込みが行われる場合の当該信託金を除く。)、保険料(剰余金に係る金銭により保険料の払込みが行われる場合の当該保険料を除く。)、共済掛金(割戻金に係る金銭により共済掛金の払込みが行われる場合の当該共済掛金を除く。))又は証券投資信託の設定のための金銭(収益の分配に係る金銭に

より当該設定のための金銭の払込みが行われる場合の当該設定のための金銭を除く。)(次号及び第三号において「信託金等」と総称する。)の払込みに充てられる金銭は、当該事業主がその全額を提出するものであること。

二 当該契約に基づき信託の受益者、生命保険の被保険者及び保険金受取人、生命共済の被共済及び共済金受取人又は証券投資信託の受益証券の取得者(以下この号において「信託の受益者等」という。))とされる勤労者は、当該契約に係る事業場の勤労者(政令で定める者を除く。))で、信託金等の払込みを行う日以前一年間を通じて、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は積立分譲契約に基づく保険料若しくは共済掛金の払込み又は金銭の積立てを含む。第十一を除き、以下同じ。))に係る預貯金等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等、積立分譲契約又は宅地債券等購入契約に基づく保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額、金銭の積立てに係る金額又は購入に係る債券を含む。第九号において同じ。))を有していたものとし、信託の受益者等となることについて一定の資格を定めるときは、当該資格を有する者に限るものとする。

三 当該契約に基づく信託金等の払込みは、前号に規定する勤労者一人当たり一年につき政令で定める額を超えない一定の金額により、毎年、一定の時期に行うものであること。

四 当該契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の剰余金は、引き続き当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険の保険料又は当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済の共済掛金の払込みに充てることとされ

れていること。

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金(収益の分配を含む。以下この条において「投資信託解約金等」という。)の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該委託会社が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六 当該契約に基づき信託の受益者となつた勤労者に係る信託財産の交付に係る金銭(収益の分配を含む。以下この号において「信託交付金」という。))当該契約に基づき生命保険の保険金受取人若しくは生命共済の共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の共済金(返戻金その他政令で定める金銭を含む。以下この号において同じ。))又は当該契約に基づき証券投資信託の受益証券を取得した勤労者に係る証券投資信託の解約金等の支払については、当該契約(当該事業主が他に勤労者財産形成給付金契約を締結している場合には、当該契約又はその勤労者財産形成給付金契約)に基づき当該勤労者のために最初に信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭の払込みが行われた日(当該勤労者に支払われる当該契約に係る信託交付金、保険金、共済金又は投資信託解約金等(以下この号において「給付金」という。))で最初に支払われるべきものの以外のもの(以下この号において「第二回目以後の給付金」という。))の支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。))から起算して七年を経過した日(その日前に当該勤労者について政令で定める理由(以下この号において「中途支払理由」という。))が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)において、起算日

(第二回目分以後の給付金の場合にあつては、政令で定める日)から、当該七年を経過した日の前日の六月前日(その前日に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)までの間に当該契約に基づき当該勤労者のために払込みが行われた信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭に係る給付金の金額が、一時金として支払われるべきこととされていること。

七 当該契約に基づく給付金の支払は、当該事業主が他に勤労者財産形成給付金契約を締結しており、又は締結することとなつた場合において、当該契約の相手方以外の者を第七条の二第一項に規定する支払に関する事務を一括して行う者として指定したときは、その指定した者を通じて行うものであること。

八 その他政令で定める要件

第七條の次に次の二條を加える。
(勤労者財産形成給付金契約についての一括支払機関の指定等)

第七條の二 事業主が同一の勤労者に関し二以上の勤労者財産形成給付金契約を締結する場合には、事業主は、第六條の二に規定する信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は証券投資信託の委託会社のうち一の会社又は農業協同組合連合会を、財産形成給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定しなければならない。

2 第六條の二に規定する農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、前項の規定による指定を受けて、財産形成給付金の支払に関する事務を一括して行うことができる。

3 第六條の二第二号に規定する一定の資格及び同条第三号に規定する一定の金額は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。
(政令への委任)

第七條の三 前二條に定めるもののほか、第六條の二に規定する承認の手続その他勤労者財産形成貯蓄契約及び勤労者財産形成給付金契約に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章中「預入等をした場合」の下に「又は勤労者が一時金として財産形成給付金の支払を受けた場合」を加える。

第二章中第八條の次に次の一條を加える。

(中小企業勤労者財産形成助成金)

第八條の二 雇用促進事業団(以下「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九條に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、勤労者財産形成給付金契約に基づく提出をする中小企業の事業主(その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。)に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給する業務を行う。

第九條の見出しを「事業団の行う勤労者財産形成持家融資」に改め、同条第一項中「雇用促進事業団(以下「事業団」という。)」を「事業団」に改め、「(昭和三十六年法律第十六号)」を削り、「第十九條の下に」及び「前条」を加え、同条第一号中「国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員以外の勤労者のうち」を削り、「この条」を「この号及び次号」に改め、「宅地」の下に「又はこれに係る借地権」を加え、同項に次の一號を加える。

三 事業主又は事業主団体で、事業主にあつては、その雇用する勤労者(継続して三年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。)に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設のための資金の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の額の二倍に相当する額(その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令

で定める額。次条及び第十五條において「貸付限度額」という。)の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。

第九條第二項中「前項第一号」を「事業団の行う前項第一号及び第三号に改め、同項第一号中「すべての事業主」を「事業主のうち政令で定める割合以上のもの」に改め、同項第二号中「当該住宅の分譲」を「当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者若しくは当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付」に、又は購入する住宅の分譲にあつて、労働省令で定めるその分譲を「若しくは購入する住宅の分譲又は当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付けに当たつて、当該住宅の分譲又は資金の貸付け」に改め、「必要な措置」の下に「として政令で定める措置」を加え、同条に次の一項を加える。

3 事業団の行う第一項の貸付けに係る貸付金の利率、償還期間その他当該貸付けについて必要な事項は、政令で定める。

第十條から第十二條までを次のように改める。

(住宅金融公庫等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十條 住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、住宅金融公庫法第十七條第一項若しくは第二項第一号の規定による貸付けの業務又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号に規定する勤労者で、事業主又は事業主団体から事業団の行う同号の貸付けに係る資金の貸付けを受けることができるもの(住宅金融公庫法第十七條第一項第一号又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号に掲げる者に該当するものに限る。)に対し、当該事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置(事業団の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。)に準ずる措置を講ずる場合に限り、政令で定めるところにより、当該勤労者に係る貸付限度額の範囲内でかつ、

当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅の建設のための資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

2 住宅金融公庫の行う前項の規定による業務に關する住宅金融公庫法の適用については、同法第三十一條第二項中「及び保険法」とあるのは、「保険法及び勤労者財産形成促進法」と、同法第四十九條第四号中「第七項」とあるのは「第七項若しくは勤労者財産形成促進法第十條第一項」と、「同条」とあるのは「第二十條」とする。

3 沖繩振興開発金融公庫の行う第一項の規定による業務に關する沖繩振興開発金融公庫法第三十二條第二項及び第三十九條第六号の規定の適用については、同法第三十二條第二項中「及び自作農維持資金融通法」とあるのは、「自作農維持資金融通法及び勤労者財産形成促進法」とする。

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一條 事業団の行う第九條第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫の行う前条第一項本文の貸付け又は第十五條第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための雇用促進事業団法第二十六條第一項の規定に基づく借入金の額、同項の規定に基づく雇用促進債券の発行額、住宅金融公庫法第二十七條の二第一項又は第三項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七條の三第一項の規定に基づく住宅金融公庫財政住宅債券の発行額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六條第一項又は第二項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七條第一項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財政住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約に

(資金の調達)

第十五条第二項中「限る。」の下に「以下この条に

3 共済組合等が前項の規定により行う貸付け

第十六条中「適用を受ける船員」の下に「（以下こ

船員に支払う賃金からの勤労者財産形成貯蓄

第一頁第七号 土会労働委員会議事録第四号

3 船員のみに関して締結された勤労者財産形成

(事業団の業務に関する監督等)

雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第

3 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二

は、同法第四十条第三号の規定の適用について

号の規定の適用については同法三十二条第二項

定は、第九条第一項の業務について準用する。

五十年二月二十五日

附則

の次に二条を加える改正規定中第七条の三に

金の預入に関する契約及び簡易生命保険法（

附則第二条及び第四条の規定、附則第十一条

部分に限る。)並びに附則第十四条中所得税法

1

分 宅地開發公團法(昭和五十年法律第

る郵便貯金に係るもの」に、「但し」を「ただし」

貯蓄申告書に記載されている郵便貯金以外の

らその合計額を控除して得た額)を超えては

第三条第二十三号の九中「基ついで」を「基つ

(簡易生命保険法の一部改正)

第四条 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「附する」を「付する」に、「疾病傷害特約」を「疾病傷害特約を、第十六条の三の財形貯蓄保険の保険契約には特約」に改める。

第十七条の二中「因り」を「より」に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、財形貯蓄保険の保険契約については、被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額は、保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額の二倍に相当する額を超えてはならない。

3 第十六条の三の財形貯蓄保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者で、かつ、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第一条第一号に規定する勤労者でなければならぬ。

第九条に次の一項を加える。

2 第十六条の三の財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死亡したことにより保険金を支払う場合の保険金受取人に限り、第三者を保険金受取人とすることができ、

第十一条の三第一項第一号中「第十六条の三又は第十六条の四」を「第十六条の四又は第十六条の五」に、「因り」を「より」に、「附され」を「付され」に改める。

第十四条中「及び家族保険」を、「家族保険及び財形貯蓄保険」に改める。

第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の一項を加える。

(財形貯蓄保険)
第十六条の三 財形貯蓄保険とは、被保険者の生存中の保険期間の満了又は保険契約の効力発生後における不慮の事故その他の勤労者財産形成促進法第六条第二号ハの規定による政令で定める特別の理由を直接の原因とする被保険者の保険期間の満了前の死亡(保険約款の定める条件に該当するものに限る。)により保険金の支払をするものをいう。

第十七条第一項中「保険金額は」を「保険金額(財形貯蓄保険の保険特約にあつては、保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額)は」に改める。

第三十九条中「附され」を「付され」に、「保険金受取人とする」を「保険金受取人とし、財形貯蓄保険の保険契約にあつては保険契約者とする」に改め、同条に次の一項を加える。
2 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保

第二十九条中「又は家族保険」を「家族保険又は財形貯蓄保険」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十条(見出しを含む。)中「払込」を「払込み」に、「保険金受取人が第三者」を「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、保険金受取人が第三者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十二条第一項中「被保険者」を「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、被保険者」に、「因らない」を「よらない」に改める。

第三十四条第一項中「又は養老保険」を「養老保険又は財形貯蓄保険」に、「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十八条第一項中「又は養老保険」を「養老保険又は財形貯蓄保険」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十九条中「附され」を「付され」に、「保険金受取人とする」を「保険金受取人とし、財形貯蓄保険の保険契約にあつては保険契約者とする」に改め、同条に次の一項を加える。
2 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保

險者が死亡した場合において、その死亡が保険金の支払の事由に該当しないときは、前項の規定にかかわらず、保険金受取人は、保険約款の定めるところにより、当該保険契約に係る保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額に、保険期間に対する当該保険契約の効力発生後被保険者が死亡した時まで経過した期間の割合を乗じて得た額を超えない金額の範囲内において、還付金の支払を請求することができる。

第四十条(見出しを含む。)中「申込」を「申込み」に、「第二十八条第一項」を「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、第二十八条第一項」に、「但し」を「ただし」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
第五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第二十四条の三の次に次の一項を加える。

二十四の三の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)に基づいて、船員に關して締結される勤労者財産形成給付金契約に係る承認を行うこと。

第二十五条第一項中「第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の一項を加える。

十の二 船員に係る勤労者の財産形成に關すること。

第四十条第一項中「第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の一項を加える。

十八の二 船員に係る勤労者の財産形成に關すること。

第五十七号中「昭和四十六年法律第九十二号」を削る。

でを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の五の次に次の一号を加える。
三十二の六 勤労者財産形成促進法に基づいて、勤労者財産形成給付金契約に係る承認を行うこと。
第六条第一項第十一号の四中「第九条から第十二条までの規定」を「雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に關する部分」に改める。
第十五条第一項中「基く」を「基づく」に改め、「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」の下に、「勤労者財産形成促進法(これに基づく命令を含む。)」を加える。
(住宅金融公庫法の一部改正)
第七条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第八項中「第十二条第一項」を「第十八条第五項」に改める。
第二十六条の二第一項中「保険法による保険については、」を「勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する勤労者に対する同項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)の業務及び保険法による保険の業務については、それぞれ」に改め、同条第二項中「前項」を「保険法による保険の業務に係る」に改める。
第二十七条の二第一項中「公庫は、市中銀行その他の民間から」を「公庫は、市中銀行その他の民間から」を「公庫は、市中銀行その他の民間から」に改め、同条に次の一項を加える。
3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、市中銀行その他の民間から公庫の予算に定められた金額の借入金を行うことができる。
第二十七条の三の見出しを「(債券)」に改め、同条第六項中「宅地債券」を「財形住宅債券又は宅地債券」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「宅地債券」を「財形住宅債券又は宅地債券」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項の規定による財

形住宅債券又は前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公庫は、主務大臣の認可を受けて、前条第三項の資金を調達するため、公庫の予算に定められた金額の住宅金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

第三十八条を次のように改める。

（協議）

第三十八条 主務大臣は、財形住宅貸付に關し、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一項中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第二十四条の三第一項、第七十二条の三第一項及び第二百九十四条の三第一項中「若しくは厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改める。

（公庫の予算及び決算に關する法律の一部改正）
第九条 公庫の予算及び決算に關する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「あつては、」を「あつては」に改め、「長期借入金金の限度額」の下に「住宅金融公庫にあつては政府からの借入金金の限度額及び市中銀行その他民間からの借入金金の限度額、沖繩振興開発金融公庫にあつては政府からの借入金金の限度額及び政府以外の者からの借入金金の限度額」を加え、同項第二号中「公営企業債券」の下に「住宅金融公庫財形住宅債券」を、「中小企業債券」の下に「沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券」を加え、同条第三項中「公営企業債券」の下に「住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫財形住宅債券」を、「中小企業債券」の

下に「沖繩振興開発金融公庫にあつては沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第十条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条の二第一項中「及び分譲」の下に「その持家としての住宅の建設のための資金の貸付け」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。
第四条の二第一項中「事務所」の下に「郵便局を含む。」を加え、「又は有価証券」を「若しくは有価証券又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金」に、「又は購入」を「若しくは購入又は払込み」に改め、同項各号中「こえない」を「超えない」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その生命保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額とその金融機関の営業所等において財産形成非課税貯蓄申込書を提出して払い込んだ他の生命保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額の合計額が、その生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第一号に規定する財産形成非課税貯蓄申込書に記載された同号に規定する最高限度額を超えない場合その生命保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険又は生命共済に係る保険料の金額又は共済掛金の額の合計額を控除した金額に相当する差益

第四條の二第二項の表の所得税法第十條第二項の項を次のように改める。

所得税法第十條第二項	
非課税貯蓄申告書	財産形成非課税貯蓄申告書
金融機関の営業所等	金融機関の営業所等（租税特別措置法第四條の二第一項に規定する金融機関の営業所等という。以下この条において同じ。）

第四條の二第二項の表の所得税法第十條第三項の項中

名称及び所在地	
又は有価証券	若しくは有価証券又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金
預入等をしようとする	預入等（同項に規定する預入等をいう。以下この項において同じ。）をしようとする
の名称及び所在地	及び勤務先の名称及び所在地
計算した現在高	計算した現在高とし、生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。

名称及び所在地

を

に改め、

同表の所得税法第十條第六項の項中「五百万円」の下に「郵便貯金にあつては、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第十條第二項の規定により超えてはならないこととされている金額」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、所得税法第七十六條第一項の規定は適用しないものとし、当該生命保険又は生命共済に係る第一項第四号に規定する差益は、同法第二十三條第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

第二章第三節中第二十九條の二を第二十九條の三とし、第二十九條の次に次の一條を加える。
（勤労者が受ける財産形成給付金に係る課税の特例）
第二十九條の二 勤労者財産形成促進法第二條第一号に規定する勤労者が、同法第六條の二に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき一時金として支払を受ける同法第六條に規定する信託交付金、保険金、共済金又は投資信託解約金等（以下この条において「財産形成給付金」という。）のうち、同号に規定する中途支払理由でやむを得ないものとして政令で定めるものの以外の理由により支払を受ける財産形成給付金の額は、所得税法第二十八條第一項に規定する給与等の金額とみなし、その他の財産形成給付金の額は、一時所得に係る収入金額とみなして、同法の規定を適用する。
第四十一條の三第一項第一号中「金銭の積立て、預入若しくは信託若しくは債券の購入又は

保険料積立保険料に相当する部分の金額に限る。第六号において同じ。の払込み(以下この款において「積立て等」という。)を「積立て等」に改め、同条第二項第二号中「第二十七條の三第一項」を「第二十七條の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十七條第一項」を「第二十七條第二項」に改め、同条第三項第三号中「又は当該契約を」を「当該契約」に改め、「あること」の下に「又は当該契約が生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の払込みに関するものである場合には、その払込みの日から頭金の支払をする日までの間満期保険金若しくは満期共済金の支払及び当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しをしないこと」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この款において「積立て等」とは、財形住宅貯蓄契約以外の住宅貯蓄契約に係る場合にあつては金銭の積立て、預入若しくは信託若しくは債券の購入又は保険料(積立保険料に相当する部分の金額に限る。)の払込みを、財形住宅貯蓄契約に係る場合にあつては金銭の積立て、預入若しくは信託若しくは債券の購入又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の払込みをいう。

第四十一條の四第五項中「住宅貯蓄契約を」を「財形住宅貯蓄契約以外の住宅貯蓄契約」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條の三第一項中「及び分譲」の下に「、その持家としての住宅の建設のための資金の貸付け」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十三條 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十條の三第一項中「及び分譲」の下に「、その持家としての住宅の建設のための資金の貸付け」を加え、「行なう」を「行う」に改める。(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第一号中「郵便貯金」を「郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第十條第一項(貯金総額の制限)の郵便貯金」に改める。

第十三條第一項ただし書中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「若しくは厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改める。

第二十九條第一号及び第七十六條第二項第四号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第七十六條第一項第二号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「若しくは厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改める。

第二百二十七條中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「及び厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約及び勤労者財産形成給付契約」に改める。

第十五條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第二條第十八号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改め、同条第三十二号中「退職年金積立金中間申告書」を「退職年金等積立金中間申告書」に、「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改め、同条第三十三号中「退職年金積立金確定申告書」を「退職年金等積立金確定申告書」に、「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第八條(見出しを含む。)中「退職年金業務」を「退職年金業務等」に、「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

年金等積立金」に改める。

第十二條第一項ただし書中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「若しくは厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改め、同条第二項中「若しくは厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改める。

第三十八條第一項第一号及び第二項第三号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第二編第二章(章名を含む。)中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「退職年金業務」を「退職年金業務等」に、「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第八十四條第一項中「又は厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に、「又は生命保険」を「生命保険又は生命共済」に改める。

第八十四條第二項第一号中「又は厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改め、同号に次のように加える。

ハ 各勤労者財産形成給付契約につき、当該契約に係る信託財産の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四條第二項第二号中「又は厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に、「この項」を「この号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 各勤労者財産形成給付契約につき、当該契約に係る責任準備金のうち保険料積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四條第二項に次の一号を加える。

三 勤労者財産形成給付契約に係る生命共済の業務(当該業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。)を行う農業協同組合連合会(農業協同

組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十條第一項第八号(共済に関する施設の事業を行う農業協同組合連合会をいう。)各勤労者財産形成給付契約につき、当該契約に係る同法第十條の三(共済事業に係る責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四條第三項中「をいう」を「をい、前二項に規定する勤労者財産形成給付契約とは、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六條の二(勤労者財産形成給付金契約)に規定する信託、生命保険若しくは生命共済の契約(当該生命共済の契約に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の契約を含む。)又は同条に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約をいう」に改める。

第八十五條第一項第二号中「前条第三項に規定する適格退職年金契約につき計算されるその合併又は譲渡の時における同条第二項」を「その合併又は譲渡の時において計算される前条第二項」に改める。

第九十四條第一号ロ中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第二百一十一條第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 退職年金積立金中間申告書

第二百一十九條第一項中「退職年金積立金確定申告」を「退職年金等積立金確定申告」に改める。

第六十條及び第六十二條第一号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

別表第二第一号の表農業協同組合中央会の項中「昭和二十二年法律第三十二号」を削る。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十六條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正す

